

【表紙】

【提出書類】 有価証券報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 2019年6月24日

【事業年度】 第13期(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

【会社名】 ブティックス株式会社

【英訳名】 Boutiques, Inc.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 新村 祐三

【本店の所在の場所】 東京都港区三田一丁目4番28号
(2019年6月21日付で、東京都品川区西五反田二丁目28番5号より本店移転しております。)

【電話番号】 03-6303-9611(代表)

【事務連絡者氏名】 常務取締役管理本部長 速水 健史

【最寄りの連絡場所】 東京都港区三田一丁目4番28号

【電話番号】 03-6303-9431

【事務連絡者氏名】 常務取締役管理本部長 速水 健史

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

回次	第9期	第10期	第11期	第12期	第13期
決算年月	2015年3月	2016年3月	2017年3月	2018年3月	2019年3月
売上高 (千円)	882,281	930,211	1,112,504	1,333,177	1,435,843
経常利益 (千円)	47,902	30,537	66,721	105,015	121,740
当期純利益 (千円)	31,529	19,745	47,779	73,542	82,348
持分法を適用した場合の投資利益 (千円)					
資本金 (千円)	72,000	72,650	93,711	93,711	257,340
発行済株式総数 (株)	1,440,000	1,466,000	2,124,000	2,124,000	2,418,100
純資産額 (千円)	74,177	95,203	184,645	258,188	667,794
総資産額 (千円)	290,220	423,585	513,804	714,467	1,130,850
1株当たり純資産額 (円)	51.18	64.63	86.93	121.56	276.17
1株当たり配当額 (1株当たり中間配当額) (円)	()	()	()	()	()
1株当たり当期純利益 (円)	21.90	13.65	25.79	34.62	34.37
潜在株式調整後1株当たり当期純利益 (円)					30.89
自己資本比率 (%)	25.4	22.4	35.9	36.1	59.1
自己資本利益率 (%)	54.4	23.4	34.2	33.2	17.8
株価収益率 (倍)					107.5
配当性向 (%)					
営業活動による キャッシュ・フロー (千円)		63,316	92,682	257,854	109,830
投資活動による キャッシュ・フロー (千円)		973	11,114	2,362	73,957
財務活動による キャッシュ・フロー (千円)		92,223	20,801	34,745	277,987
現金及び現金同等物の 期末残高 (千円)		289,039	372,034	592,780	906,641
従業員数 〔外、平均臨時雇用者 数〕 (人)	16 〔 〕	21 〔 〕	27 〔4〕	39 〔8〕	52 〔6〕
株主総利回り (比較指標:) (%)	()	()	()	()	()
最高株価 (円)					5,130
最低株価 (円)					2,689

(注) 1. 当社は連結財務諸表を作成しておりませんので、連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

2. 売上高には、消費税等は含まれておりません。

3. 持分法を適用した場合の投資利益については、第9期から第12期までにおいては関連会社がないため、また、第13期においては関連会社が1社ありますが、損益及び利益剰余金等からみて重要性が乏しいため記載

しておりません。

4. 第9期から第12期までの潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式はあるものの、当社は非上場であったため期中平均株価が把握できませんので記載しておりません。
5. 「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号 2018年2月16日)等を第13期の期首から適用しており、第12期に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を遡って適用した後の指標等となっております。
6. 第9期から第12期までの株価収益率は、当社株式が非上場会社であるため記載しておりません。
7. 従業員数は就業人員(使用人兼務役員を含む。)を記載しております。臨時雇用者数は〔 〕内に1年間の平均人員を外数で記載しております。なお、第9期及び第10期の臨時雇用者数については、従業員数の100分の10未満であるため、記載を省略しております。
8. 当社は、第10期より、キャッシュ・フロー計算書を作成しておりますので、第9期のキャッシュ・フロー計算書に係る各項目については記載しておりません。
9. 1株当たり配当額及び配当性向については、第9期から第13期まで無配のため記載しておりません。
10. 第9期から第13期の株主総利回り及び比較指標は、2018年4月3日に東京証券取引所マザーズに上場したため、記載しておりません。
11. 第10期から第13期までの財務諸表については、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、PwC京都監査法人により監査を受けておりますが、第9期の財務諸表については、「会社計算規則」(平成18年法務省令第13号)に基づき算出しており、金融商品取引法第193条の2第1項に基づいた、監査法人の監査はを受けておりません。
12. 最高株価及び最低株価は東京証券取引所におけるものであります。
なお、2018年4月3日をもって同取引所に株式を上場いたしましたので、それ以前の株価については記載しておりません。

2 【沿革】

当社の創業者かつ現代表取締役社長である新村祐三は、介護用品の販売を中心としたeコマース事業を展開する企業として2006年11月に当社を設立致しました。

当社の会社設立以来の沿革は、以下の通りであります。

年月	概要
2006年11月	ケアシティ・ホールディングス株式会社(現プティックス株式会社、以下「当社」)を、資本金3,500万円にて東京都大田区に設立。
2007年2月	当社が介護用品のレンタル・販売事業を行うケアシティ株式会社(以下「ケアシティ」)の全株式を取得し、100%子会社化。 インターネット通販事業を行うため、当社の100%出資により、ケアセレクト株式会社(2009年2月にプティックス株式会社に社名変更、以下「ケアセレクト」)を東京都品川区に設立。
2007年6月	ケアセレクトが、介護用品のインターネット通販事業を開始。
2007年10月	専門店型通販ショップの1号店として「カイゴ急便」(現くつ急便)を開始。
2009年2月	ケアセレクトの社名を、プティックス株式会社(以下「旧プティックス」)に変更。
2009年10月	健康器具のインターネット通販事業を開始。 1号店として、ルームランナーの専門通販「ルームランナー販売センター」を開始。
2010年3月	業務拡大に伴い、旧プティックス及び当社のオフィスを東京都品川区西五反田二丁目に移転。
2011年3月	当社が保有するケアシティの全株式を、同社の経営陣に譲渡。
2011年7月	当社と旧プティックスが合併。当社の社名をプティックス株式会社に変更。
2013年3月	介護用品・健康用品総合通販ショップ「けあ太朗」を開始。
2015年3月	東京で「CareTEX」(介護用品・介護施設産業展)の定期開催を開始。
2015年4月	介護施設・介護事業者向けのM&A仲介サービス(「介護M&A支援センター」)を開始。
2016年12月	大阪で「CareTEX関西」の定期開催を開始。
2017年5月	医療施設に特化したM&A仲介サービスである「医療M&A支援センター」を開始。
2017年10月	商品ジャンル特化型展示商談会「CareTEX One」を横浜にて開催。
2018年3月	東京ケアウィーク(「CareTEX」「健康長寿産業展」「次世代介護テクノロジー展」「超高齢社会のまちづくり展」の4展示会で構成)の定期開催を開始。
2018年4月	東京証券取引所マザーズに株式を上場。
2018年7月	福岡で「CareTEX福岡」の定期開催を開始。
2018年11月	中国杭州市に合併会社「杭州方布健康科技有限公司」を設立。
2018年12月	配食・介護食のマッチング・サービスである「CareTEX365」を開始。
2019年6月	本店所在地を東京都港区に移転。

3 【事業の内容】

当社は、介護業界において新規参入や業容拡大を図る各種サプライヤー(*)と、高齢者施設等の新設・修繕等を検討する介護事業者とを一堂に集めて商談を促進する場を提供する商談型展示会の開催や、介護業界における事業承継ニーズに応えるM&A仲介サービス、配食・介護食等のサプライヤーと介護事業者をマッチングするサービス及び、介護業界における海外進出ニーズと海外からの日本進出ニーズをマッチングするサービス等を行うB to B事業のほか、介護用品等の商材を一般消費者向けに販売するB to C事業を営んでおります。

当社は、B to B事業とB to C事業の2つの事業セグメントにて事業を運営しており、報告セグメントと事業セグメントは同一の区分で管理しております。

(*)介護用品メーカー、機械浴槽や建材等の設備備品メーカー及び介護ソフトや配食等の施設向けサービス事業者等

1. B to B事業の概要

主に法人を顧客とした商取引を行うB to B事業は、以下の「商談型展示会事業」と「M&A仲介事業」を中心に行っております。

当社の提供するB to B事業における各サービスの内容は以下の通りであります。

名称	内容等
商談型展示会事業 「CareTEX」 「CareTEX One」	「CareTEX」は、介護事業者と介護用品・高齢者施設向け設備・備品等を取り扱う企業が一堂に会する介護業界のB to B商談型展示会。決裁権限者の参加割合が高く、効率的に商談を行えることが特徴で、2015年3月の東京展を皮切りに、大阪、福岡に開催都市を拡大。 「CareTEX One」は「CareTEX」の中で特にニーズの強い分野に絞った展示商談会で、2017年10月の横浜展を皮切りに、大宮、名古屋（2019年より総合展CareTEXとして開催予定）にて開催。
M&A仲介事業 「介護M&A支援センター」 「医療M&A支援センター」	小規模案件が多い介護業界の事情を踏まえ、最低手数料を100万円と設定した業界最安水準の価格体系が特徴。商談型展示会等に登録来場する経営者のリストを効率的に活用し、4,000社以上の買い手がニーズを登録。
配食・介護食マッチング事業 「CareTEX365」	介護の現場の人手不足等により、食材や食事の外注を図る介護事業者と、効率的な販促活動を行いたい配食・介護食等のサプライヤーをWebや電話、展示会等にてマッチングを図る。
海外事業 「杭州方布健康科技有限公司」	中国に販路を持つ中国現地大手企業グループとの合弁会社を通じた、介護関連商材等の販売及び、中国におけるOEM等を通じた独自ブランドの製造販売等。

(1) 商談型展示会事業

商談型展示会である「CareTEX」を開催しており、出展料金等を支払って出展する各種サプライヤーと、無料で招待する介護事業者とのマッチングを図っております。

介護事業者や各種サプライヤーには、事業規模が小さく情報収集力や情報発信力に課題を抱えている企業が多く、情報不足を解決するビジネスマッチングの場が求められております。そのため当社は、一般個人の来場者も多く含まれる通常のPR型展示会と異なり、介護事業者と各種サプライヤーとを一堂に集めて商談を促進する、プロ同士の商談型展示会を開催しております。

当社は展示会に出展して販路拡大・販売促進を期待する各種サプライヤーと、介護事業者の商品購入・選定の権限者(以下「アクティブバイヤー」)の商談成果の向上を図るために、事前に要望を確認した上で展示会会期中における商談のセッティングを代行する「営業アポイント取得代行サービス」や、業界の経営者同士の交流を促進する「VIP交流パーティーの開催」等の各種サービスを提供することにより、マッチングの満足度を最大化する仕組みを構築しております。また、通常の展示会と異なり商品ジャンルを「介護食」等の単一ジャンルに限定し、集客エリアを都道府県レベルまで絞り込んだ業種特化型展示商談会「CareTEX One」を展開し、より目的や営業対象エリアに合致した、商談機会を提供しております。

当社では、アクティブバイヤーの来場割合が7割を占める当社運営の商談型展示会をマッチング・プラット

フォームと捉え、介護事業者の開業準備から運営に至るまでの様々なニーズに応えることのできる各種サプライヤーとのマッチングを図ることで、介護事業者の事業拡大・事業運営効率化を支援できるものと考えております。

(2) M & A 仲介事業

当社のM & A 仲介事業は、商談型展示会の来場者の中で、M & A による事業承継ニーズを有する介護事業者に対し、M & A 仲介サービスを提供しており、譲渡契約締結による成功報酬型での仲介手数料を頂いております。

当社が保有する4千社以上の介護事業譲受希望者リストの事業者に対して、事業形態・エリア・規模等の譲受希望条件が合致する売却希望案件を紹介することで、買い手候補者の探索や成約期間の短縮を図っております。その結果、一案件当たりによする人件費等の営業活動費を低く抑えることができるため、より安価で仲介しております。

(3) 配食・介護食マッチング事業

C a r e T E X の開催を通じて寄せられたニーズをもとに開始した新サービスで、介護事業者と配食・介護食のサプライヤーをマッチングする新事業（サービス名：C a r e T E X 3 6 5）は、時期とエリアが限られる展示会の特徴を補完する形で、展示会以外の場所でも、ウェブや電話接客等を通じて、きめ細かいマッチングのニーズに応えております。

(4) 海外事業

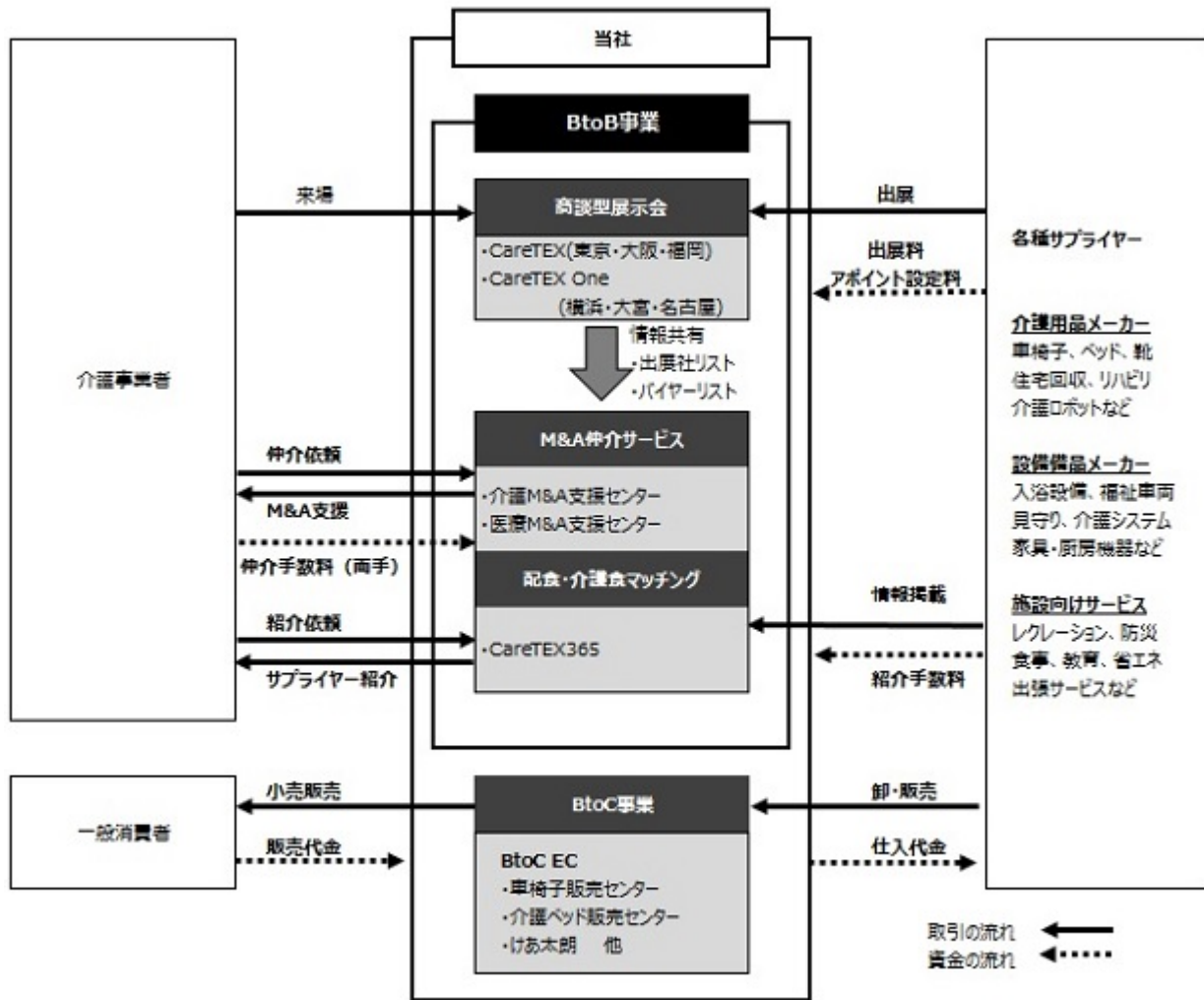
高齢化が急激に進む中国市場へ早期に参入し、中国における介護関連商材の販売・普及等を目的として、当社は2018年11月に、中国の大手デベロッパーである大連一方集団有限公司グループ及び、中国の大手ドラッグストアチェーンである温州叶同仁健康産業有限公司グループ等との合併にて、中国に合併会社「杭州方布健康科技有限公司」を設立しております。今後、この合併会社を通じて、介護関連商材等の中国での販売及び、中国におけるO E M等を通じた独自ブランド製品の製造販売等を進めていく予定です。

2. B t o C 事業の概要

e コマース事業

主に一般消費者を顧客としたB t o C 事業は、介護用品等の商材を各種サプライヤーから仕入れ、一般消費者に対してインターネット販売（e コマース）を行う事業です。販売にあたり、高齢者が多いという顧客属性を考慮し、問合せ電話番号を大きく表示し、電話にて販売スタッフがお客様の立場に立って同じ画面を見ながら一緒に最適な商品探しをするという「対面販売に限りなく近い接客」にこだわり、お客様に寄り添うサービスを心がけております。

[事業系統図]



4 【関係会社の状況】

関連会社は次のとおりであります。

名称	住所	資本金	主要な事業の内容	議決権の所有 (又は被所有) 割合(%)	関係内容
杭州方布健康 科技有限公司	中国浙江省	千人民元 10,000	中国における介護関連 商材等の企画・製 造・販売事業	25.0	役員の兼任1名

5 【従業員の状況】

(1) 提出会社の状況

2019年3月31日現在

従業員数(名)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)	平均年間給与(千円)
52〔6〕	36.0	2.9	5,459

セグメントの名称	従業員数(名)
B to B事業	43〔5〕
B to C事業	4〔1〕
全社(共通)	5〔0〕
合計	52〔6〕

- (注) 1. 従業員数は就業人員(使用人兼務役員を含む。)を記載しております。臨時雇用者数は〔 〕内に年間平均人員を外数で記載しております。
2. 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。
3. 全社(共通)として、記載されている従業員数は、特定のセグメントに区分できない管理部門に所属しているものであります。
4. 前事業年度末に比べ従業員数が13名増加しておりますが、主として業容の拡大に伴う期中採用によるものであります。

(2) 労働組合の状況

労働組合は結成されておりませんが、労使関係は円満に推移しております。

第2 【事業の状況】

1 【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】

文中の将来に関する事項は、当事業年度末現在において、当社が判断したものであります。

(1) 経営方針

当社は、『マッチング・ファースト』を企業理念に掲げ、最適なマッチングで最高の満足を提供することで、産業を活性化し、豊かな社会を実現したいと考えております。

そのため、当社は「経営理念」を以下の通り定めております。

- 一．マッチングの満足度を最大化する
- 二．新しいサービスの創造で新しい市場を創造する
- 三．利益を伸ばし続けることがみんなの幸せになる
- 四．不正を行わず、誠実にビジネスを行う
- 五．変わらず生き続けるために変わり続ける

(2) 経営環境及び経営戦略

当社が主に事業を行う介護業界においては、2018年4月1日に介護報酬が改定され、全体としては0.54%のプラス改定(*1)となった一方で、加算の取れない事業所においてはマイナス改定となるケースも多く、介護業界全体においては厳しい状況が続いております。その結果、介護報酬改定を受けた介護事業所の再編が加速しており、M&Aによる事業承継への需要が高まっている状況にあります。また、我が国の高齢化率（総人口に占める65歳以上人口の割合）は年々上昇し、介護サービスの需要が拡大していることを背景として、介護高齢者マーケットへの参入意欲は引き続き旺盛であります。

このような環境のもと、当社は商談型展示会を開催することによって、単体事業としても収益を上げながら、来場者である介護事業者と出展社である各種サプライヤー(*2)、双方の決裁権限者の情報並びに業界特有の課題・ニーズに直接アクセスできる利点を活かし、M&A仲介や配食・介護食のマッチングサービス等の様々なサービスを提供していく独自のビジネスモデルを展開しております。今後も、商談型展示会の開催を入口に、様々な課題・ニーズに応じた新サービスを開発し、介護業界のみならず、様々な業界におけるB to B マッチング・プラットフォームとしての役割を確立していく方針であります。

(*1)厚生労働省『平成30年度介護報酬改定の主な事項について』

(*2)介護用品メーカー、機械浴槽や建材等の設備備品メーカー、介護ソフトや配食等の施設向けサービス事業者等

(3) 経営上の目標の達成状況を判断するための客観的な指標等

当社では、主な経営指標として、企業の事業活動の成果を示す営業利益を重要な経営指標と考えております。

また、収益性判断の指標に営業利益率を掲げているほか、資本及び資産の効率性判断の指標に自己資本当期純利益率、財務の安定性判断の指標に自己資本比率を掲げ、バランスの取れた企業価値の継続的拡大を目指しております。

また、事業別には、商談型展示会事業については主な収入である出展料が出展小間数×小間単価となり、小間単価に大きな変動がないため、出展小間数（出展社に貸し出すために仕切られたスペースの単位）を重要な指標としており、M&A仲介事業については主な収入である仲介手数料が成約組数×手数料単価となり、手数料単価に大きな変動がないため、成約組数を重要な経営指標としております。

(4) 対処すべき課題

当社は、引き続き、大幅成長が見込まれるB to B事業に経営資源を集中することを大方針として定め、商談型展示会及びM&A仲介サービスに注力することに加え、B to Bの新規事業を育成していく計画であります。一方で、介護用品や健康器具を取り扱うB to Cのeコマース事業については、今後も厳しい競争環境が予想されることから、取扱商材を大きく絞り込み、事業の縮小、最適化を図ってまいる計画であります。

B to B事業

商談型展示会においては、今後も「CareTEX」及び「CareTEX One」の開催エリアの拡大及び

出展規模の拡大を図っていく計画であります。2020年3月期においては、新たに仙台と広島で「CareTEX One」を開催するほか、2019年3月期に開催した「CareTEX One名古屋2018」の商品ジャンルを東京展・大阪展等と同等に拡充し、商談型展示会「CareTEX名古屋2019」として、出展ジャンル・出展規模を拡大して開催いたします。これにより、各地域の介護事業者や各種サプライヤーに、更にきめ細かくマッチング・サービスを提供してまいります。

M&A仲介においては、各地域で商談型展示会を新規開催することによって得られる介護事業者の情報を有効活用することで、介護事業譲受希望者リストをさらに増強するとともに、アウトバウンドによる譲渡希望案件の開拓を進め、成約組数の更なる増加に努めてまいります。

新規事業（次期より、新たなセグメントとして新設）

新規事業領域のうち、介護事業者と配食・介護食のサプライヤーをマッチングする新事業（サービス名：CareTEX365）は、CareTEXの開催を通じて寄せられたニーズをもとに開始した新サービスで、時期とエリアが限られる展示会の特徴を補完する形で、展示会以外の場所でも、ウェブや電話接客等を通じて、マッチングのニーズに応えてまいります。

また、もう一つの新規事業である海外事業に関して、高齢化が急激に進む中国市場へ早期に参入するため、当社では2018年11月に、中国における介護関連商材の販売・普及等を目的として、中国に販路を持つ中国現地企業等との合弁会社を設立しております。この合弁会社を通じて、今後、介護関連商材等のウェブとリアルによるBtoB並びにBtoC販売、並びに中国におけるOEM等を通じた独自ブランドによる製造販売等を進めてまいります。

BtoC事業

BtoC事業においては、引き続き厳しい競争環境となることが見込まれることから、取扱商材を大きく絞り込み、2019年3月期において採算割れとなった商材についての取扱を中止することで、事業規模を大幅に縮小し、赤字幅の大幅な削減を図ってまいります。

2 【事業等のリスク】

投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項には、以下のようなものがあります。当社はこれらのリスク発生の可能性を認識した上で、その発生の回避及び発生した場合の対応に取り込む方針ではありますが、当社の経営状況及び将来の事業についての判断は、以下の記載事項を慎重に検討した上で行われる必要があると考えております。

なお、文中における将来に関する事項は、当事業年度末現在において当社が判断したものであります。

また、以下の記載は当社株式への投資に関連するリスクをすべて網羅しているものではありませんので、この点にご留意ください。

1. 事業環境に関連するリスクについて

(1) 介護関連市場について

当社は主に、介護事業者を対象として、商談の場を提供する商談型展示会の主催、M & A 仲介サービス及び配食・介護食のマッチングサービスの運営等のサービスを提供しておりますが、介護事業者は介護保険法の適用を受けるサービスの提供を事業内容とするため、介護保険制度の影響を受けることになります。

介護保険制度は3年毎に介護保険法及び介護報酬の改正が行われており、これに合わせて3年を1期とする市町村介護保険事業計画の策定が行われております。法令の改正及び大幅な報酬改定により、当社の取引先である介護事業者が事業内容の変更を余儀なくされる等の影響を受けた場合、当社の経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(2) 展示会市場について

展示会は一度開催された場合、毎年定期的で開催される性質を有していることに加え、ノウハウの蓄積により、異業種への横展開が比較的容易であります。しかしながら、展示会を開催するにあたっては、開催規模や来場者の利便性を考慮した適切な会場を用意する必要がありますが、当社が予定した通りに会場の確保が進まない場合や、自然災害等により会場が使用困難となった場合、展示会の開催ができず、当社の経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。なお、東京オリンピック開催期間前後における東京ビッグサイトの会場については、既に確保済みであります。

また、金融危機等の経済動向によっても、出展社による出展の見合わせや来場者数の減少が発生する可能性があり、それらの結果、当社の経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(3) M & A 市場について

M & A 市場は、介護業界においては、法定要件に見合った人材確保の難しさや、競争激化、介護報酬の基本報酬部分の実質減額改定傾向に加えて、オーナー経営者の高齢化に伴う後継者問題も増加しており、大きな需要があります。今後も、小規模事業者にとっては出口戦略の一つとして、大手事業者にとっては拡大戦略または得意分野への選択と集中の一つの手段として、M & A の活用は増加するものと予測しており、当社でも様々なM & A ニーズに対応できるように体制を整備しております。しかしながら、将来的な後継者問題解決策としてのM & A 譲渡ニーズが減少に転ずること、当社が対象としている事業の対象市場の動向によりM & A 買収ニーズが減少に転ずること等を要因として、市場が縮小した場合には、当社の経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

また、現状M & A 仲介業務を直接的に規制する法令等はなく、許認可制度や資格制限もありません。しかしながら、今後、法令等の制定・改定により、また、法解釈の変更により、M & A 仲介業務に対する何らかの規制を受けることとなった場合、当社の経営成績及び財務状態に影響を及ぼす可能性があります。

上記に加え、M & A 取引又はM & A 制度にかかる金融商品取引法、会社法、税法、対象とする市場領域の関連法等の法改正が行われることで、社会におけるM & A ニーズも変化する可能性があり、それらの結果、当社の経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(4) インターネット関連市場について

当社は、マッチングサービスの運営及びeコマースサービスの一部を、インターネット技術を用いてサービス提供しており、インターネットの更なる発展は当社の事業の成長にとって重要であります。今後新たな法的規制の導入、法解釈の変更、技術革新の遅れなど、予期せぬ要因により、インターネット業界全体及び関連市場の成長が鈍化した場合、当社の経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

また、インターネット業界においては、スマートフォンの普及やクラウドサービスの普及、AI（人工知能）の活用等、新技術・新サービスが次々と生み出されており、当社の事業においてもこれらの変化に対応していく

必要があると認識しており、サービスの改良に取り組んでおります。しかしながら、技術革新において当社が予期しない変化が生じた場合、既存システムの改良、新たな開発等による費用の支出が必要となり、当社の経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

2. 当社の収益構造に関するリスクについて

当社が運営しているサービスのうち、商談型展示会事業について売上高及び営業利益の計上が展示会開催月に偏重します。そのため、展示会の開催時期や開催場所、展示会の規模やタイプの異なる展示会を増やしていくこと、またM&A仲介事業も拡大していくことで、年間を通して売上及び利益の計上時期を平準化していく方針であります。当社が予定した通りに会場が確保できない場合や、来場者及び出展社の確保が困難になる事態が発生した場合、M&Aコンサルタントの採用が予定通りに進まない場合には、当社の経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

なお、2019年3月期における四半期別の売上高及び営業損益の推移は以下の通りであります。

(単位：千円)

四半期別売上高・営業損益推移	第1四半期会計期間 (自 2018年4月1日 至 2018年6月30日)	第2四半期会計期間 (自 2018年7月1日 至 2018年9月30日)	第3四半期会計期間 (自 2018年10月1日 至 2018年12月31日)	第4四半期会計期間 (自 2019年1月1日 至 2019年3月31日)
売上高	184,620	317,704	393,304	540,213
営業利益又は営業損失 ()	134,229	4,876	67,332	195,231

3. 事業内容に関連するリスクについて

(1) 商談型展示会事業について

当社では現在、介護業界の主要なサプライヤーを一堂に集めた商談型展示会「CareTEX」を3都市（東京、大阪、福岡）、業種特化型展示会商談会「CareTEX One」を3都市（横浜、大宮、名古屋）、合計6都市で運営しており、2020年3月期には新たに「CareTEX One」の開催都市を2都市（広島、仙台）増やすほか、名古屋で開催した「CareTEX One」の反響が高かったことを受け、総合的展示会CareTEXに拡大をする等、早期に全国展開を進めることで、全国に分散した介護事業者のプラットフォームとなるべく拡大を進めており、その過程で、月別の損益及び業務量の平準化を図る予定です。

当社は商談型展示会を開催することによって、アクティブバイヤー並びに業界のサプライヤーの情報をデータベース化しており、双方の決裁権限者（サプライヤーにおいては販売価格の決定権を有する権限者）に直接アクセスできるという利点を活かして、M&A仲介サービスの提供や、配食・介護食のマッチングサービスの提供が可能となることから、入り口としての商談型展示会を重要なものと捉えております。しかしながら、当社が主催する商談型展示会の開催内容の陳腐化や、来場者数の確保が困難になる事態が発生した場合並びに出展社企業の出展数の減少といった事態等が発生した場合には、当社の計画通りに推移せず、当社の経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

また、商談型展示会の開催には、会場の確保・出展社の獲得及び来場者の誘致といった各局面において、開催分野における業界の専門知識や展示会運営についてのノウハウが必要であるため、参入障壁は高いものと考えておりますが、同様のノウハウを有する競合が参入した場合、当社が開催する商談型展示会への出展社の出展意欲が競合展へと分散し、当社の経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

加えて、商談型展示会においては、出展社による知的財産権を侵害した展示、出展社・来場者間の紛争発生、展示場内の安全管理上の問題、その他の何らかの要因により、当社が主催者責任を問われて訴訟を提起された場合等において、当社の経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(2) M&A仲介事業について

M&A仲介事業は譲渡意向のある企業と買収意向のある企業を、当社の保有する企業情報のデータベースを活用して仲介するサービスであります。当社は両者のマッチングが円滑に進み、早期に成約に至るよう案件の進捗管理を適時に実施しておりますが、両者での条件交渉が難航する場合や、デューデリジェンス作業が遅延すること等を要因として、想定どおりに案件が進捗しない場合並びに成約時期の変動・成約規模の変動があった場合、期間毎の業績が大きく変動する可能性があるとともに、当社の経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

また、当社ではコンプライアンスを遵守しM&Aの仲介を行うよう社内体制の整備に努めており、仲介業務に

においては公平・中立の立場で業務を進められるように倫理にも配慮するよう細心の注意を払っております。しかしながら、情報提供の過誤、譲渡先・買収先間の紛争、その他の何らかの要因により、当社が仲介手数料の返還や減額等を求められた場合等には、当社の経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(3) CareTEXクラウドについて

「CareTEXクラウド」については、介護事業者に特化した事業者向けのWeb上における情報マッチングサービスの運営を行っており、利用者にとって価値のある新しいサービスを展開できるよう常に検討しております。新規サービスの提供にあたってはその性質上、需要予測が外れ、投資を回収できなくなる可能性や、当社の経営成績及び財政状態に影響を与える可能性があります。

また、当社においては、商談型展示会を通じて得られるアクティブバイヤー並びにサプライヤー情報をデータベース化してサービスの提供を行っているために、先行投資を最小限に抑えることを可能にしておりますが、当社の利用者層を対象とした情報サービスを部分的に提供する競合が参入する可能性もあることから、今後、資金力、ブランド力を有する企業が類似のサービス提供を行った場合、収益性が低下すること等により、当社の経営成績及び財政状態に影響を与える可能性があります。

加えて、「CareTEXクラウド」においては、サプライヤーの情報提供の過誤、知的財産権侵害、利用者間の紛争、その他の何らかの要因により、当社が訴訟を提起された場合等において、当社の経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(4) 配食・介護食マッチング事業について

当社は、展示会の出展社及び来場者へのヒアリングの結果、特にニーズの強い配食・介護食についてのマッチングサービス「CareTEX365」を2019年1月より開始しており、配食分野については、サプライヤーと介護事業者のマッチングをすることで、サプライヤーより紹介手数料を収受、介護食分野については、当社サイト内で介護食メニューを陳列し、eコマースにより販売をする予定です。

配食分野においては、当社は原則として、売買の当事者にならずマッチング機能の提供に特化しており、介護食分野においては、当社はECサイトの運営をするものの、サプライヤーから利用施設への直送モデルを採用しており、在庫等は有しておりませんが、食中毒その他の何らかの事情で、利用企業間等のトラブルが発生した場合には、当社が法的責任を問われる可能性があるとともに、当社が法的責任を負わない場合においても、ブランドイメージの悪化等により、当社の経営成績及び財政状態に影響を与える可能性があります。

また、両分野とも、全国展開をしている当社の展示会CareTEX及びCareTEX ONEに出展又は来場した参加者を中心に新規の利用者獲得活動を行うため、安定的かつ継続的に新規利用施設やサプライヤーの獲得は行えるものと考えておりますが、何らかの事情によりサプライヤーの獲得が順調に進まない場合には、当社の経営成績及び財政状態に影響を与える可能性があります。

さらに、配食・介護食のマッチングサービスは、施設内厨房で利用者への食事提供を行っていた介護事業者が、採用環境の悪化を受けて、外部業者への委託を進めていることを背景として、ニーズが高まりつつあるサービスであることから、採用環境の変化や技術の進歩、その他何らかの理由により、介護事業者が配食・介護食等の外注に取り組むことに消極的になった場合には、当社の経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

加えて、当社は「CareTEX365」の利用企業の利便性向上や新規サービスを提供するために、継続的にソフトウェアの開発を行ってまいりますが、ソフトウェア開発が計画通りに行われた場合でも、当該開発投資に見合った収益を得られない可能性があり、投資を回収できず、当社の経営成績及び財政状態に影響を与える可能性があります。

(5) eコマースについて

eコマースについては、システムの安定稼働やサイバー攻撃対策等について十二分に配慮しているものの、何らかの原因による当社サーバー等への一時的な過負荷や外部からの不正アクセス、役職員の過誤によるシステム障害が発生する可能性があります。そのような結果が生じた場合には、当社の経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

また、eコマースは、少ない投資で誰もが簡単に開始できることから、参入障壁が低く競争が激しいビジネスモデルであることを認識しております。当社が展開するeコマースにおいては、介護用品領域において商品取扱規模や販売価格等に強みを有しております。しかしながら、新規競合の参入に伴う販売価格の値下げによる採算性の悪化や、広告出稿量の増大による費用増加等が発生する可能性があり、そのような事態となった場合には、

当社の経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

更に、当社が運営するeコマースサイトにおける利用者の集客については、特定の検索エンジン（「Yahoo! Japan」及び「Google」）の検索結果からの誘導によるものが一定の割合を占めております。当社は、検索結果において上位表示されるべくSEO対策等の必要な対応を推進しておりますが、今後、検索エンジン運営者における上位表示方針及びロジックの変更、その他何らかの要因によって検索結果の表示が当社にとって優位に働かない状況が生じる可能性があり、この場合、当社サイトへの集客効果が低下し、当社の経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

加えて、eコマースにおいては、知的財産権侵害、商品の瑕疵、欠陥、その他の何らかの要因により、当社が訴訟を提起された場合等において、当社の経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(6) 海外事業について

当社は、2018年11月に中国浙江省において、中国企業等との合弁で杭州方布健康科技有限公司を設立し25%を出資しております。今後の事業拡大にあたっては十分な調査を行ったうえで実施いたしますが、中国行政当局や現地マーケット状況に予期せぬ変化が生じた場合、テロ活動や伝染病等の事象が発生した場合、取引や物流、品質管理、課税等に問題が発生した場合、当社グループの海外における事業展開に影響が及び可能性があります。

また、為替相場の変動等により業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(7) 人材の獲得、確保、育成について

当社が事業を拡大するにあたり、特に展示会の主催及びM&A仲介サービスに関しての専門知識及び経験を有する人員の獲得、育成、維持が重要な課題であると認識し、これに積極的に取り組んでおります。しかしながら、人材を適時に確保できない場合、人材が大量に社外流出してしまった場合、あるいは人材育成が計画通りに進捗しない場合には、当社の経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

また、当社は事業規模に応じた組織体制を志向しており、現時点では比較的小規模な組織で事業運営を行っていることから、従業員が欠けるような事態に至った場合の経営成績及び財政状態への影響は相対的に大きいものと考えられます。

(8) 競合について

当社の事業は、展示会を入口として得られる決裁権限者のデータベース化を使って、M&A仲介サービスや配食・介護食のマッチングサービス等を行う、独自のビジネスモデルであります。個別の事業単体で見た場合には、展示会の主催やM&A仲介等において同様のサービスを提供している企業もあり、これらの企業が今後、複合的な展開をする場合には、競合関係になり、当社の経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(8) 情報セキュリティの管理について

当社は、商談型展示会の開催毎に取得したアクティブバイヤー並びにサプライヤーの情報、「介護M&A支援センター」から登録されたM&Aの譲渡又は譲受けの意向を持つ企業の情報、並びにeコマースでの会員・購入者情報をそれぞれデータベース化して保有しており、その保管やデータ利用についてはアクセス権者を制限する等、注意を払っております。当社では、上記のような顧客から入手した情報が漏洩しないよう、社内規程を整備し、情報の保管管理を徹底するとともに、役職員に対しても情報の取扱いに関する教育を実施しております。しかしながら、不測の事態等により、情報の漏洩、情報の消失等が発生した場合、損害賠償請求等の金銭補償や信用力の低下、当社としての強みであるデータベース価値の著しい低下等により、当社の経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(9) 個人情報管理について

当社は、各事業を通じて得た個人情報を取り扱っております。当社では、「個人情報の保護に関する法律」に従い、社内規程を整備し、個人情報保護の厳正な管理を行っております。このような対策にも関わらず、個人情報の漏洩や不正使用等の事態が生じた場合、損害賠償請求等の金銭補償や信用力の低下等により、当社の経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

4. その他のリスクについて

(1) 特定人物への依存について

当社代表取締役社長 新村祐三は、当社の創業者及び経営の最高責任者であり、当社は経営方針や事業戦略の

決定等といった経営の重要な部分を同氏に依存しております。当社は、過度に同氏に依存しないよう、経営幹部役職員数の拡充、育成及び権限委譲による体制の構築等により、経営組織の強化に取り組んでおりますが、十分な体制の構築が整うより以前に、同氏の業務執行が困難となるような事態が緊急に生じた場合、当社の経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(2) 知的財産権の侵害について

当社は、当社が保有する商標権などの知的財産権の取得及び保護に努めております。また、他社の知的財産権に対しても侵害が発生しないよう努めており、過去もしくは現時点において、当社に対し第三者からの知的財産権の侵害等による訴訟が発生した事実はありません。しかしながら、今後当社の事業分野において第三者が得た知的財産権等の内容によっては、当社に対する損害賠償等の訴訟が発生する可能性があり、当社の経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(3) 訴訟について

本書提出日現在において、当社が当事者として関与している訴訟手続きはありません。しかし、今後の当社の事業展開の中で、第三者が何らかの権利を侵害され、又は損失を被った場合、もしくはシステム障害等によって利用者に損害を与えた場合等、当社に対して訴訟その他の請求を提起される可能性があります。損害賠償の金額によっては、当社の経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(4) 自然災害、事故等について

当社では自然災害、事故等に備え、サーバーの分散化、データの定期的バックアップ、システム稼働状況の監視によりシステムトラブルの事前防止又は回避に努めておりますが、当社本社の所在地である関東圏において、大地震、台風等の自然災害や事故等により、設備の損壊や電力供給の制限等の事業に支障を来たす事象が発生し、システムの利用が制限された場合、当社の経営成績及び財政状態に重要な影響を及ぼす可能性があります。

(5) 配当政策について

当社は、今後の事業展開と財務体質強化のために必要な内部留保の確保を優先し、創業以来配当を実施しておりません。株主への利益還元につきましては、経営の最重要課題のひとつと位置づけておりますが、現在は内部留保の充実に注力する方針であります。将来的には、経営成績及び財政状態を勘案しながら株主への利益配分を検討していく方針ですが、配当実施の可能性及びその実施時期等については、現時点において未定であり、業績次第では今後安定的な配当を行うことができないリスクが存在します。

(6) 新株予約権の行使による株式価値の希薄化について

当社は、取締役及び従業員に対するインセンティブ目的として、ストック・オプションを付与しております。また、今後においてもストック・オプション制度を活用していくことを検討しており、これらの新株予約権が行使条件を満たして行使された場合、当社株式が新たに発行され、当社株式の1株当たりの価値及び議決権割合が希薄化する可能性があります。尚、本書提出日におけるストック・オプションによる潜在株式数は270,400株であり、発行済株式総数2,418,100株の11.2%に相当しております。

3 【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

当事業年度より、繰延税金資産及び繰延税金負債について表示方法の変更を行っており、当該変更の内容を反映させた組替え後の数値で前事業年度末との比較・分析を行っております。

なお、文中の将来に関する事項は、当事業年度末現在において判断したものであります。

また、当社の財務諸表は、わが国において一般に公正妥当と認められている会計基準に基づいて作成されておりますが、この財務諸表の作成にあたっては、当社経営陣により、一定の会計基準の範囲内で見積りが行われている部分があり、資産・負債や収益・費用の数値に反映されております。これらの見積りについては、継続して評価し、必要に応じて見直しを行っておりますが、見積りには不確実性が伴うため、実際の結果は、これらとは異なることがあります。

(1) 財政状態及び経営成績の分析

当事業年度における当社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フロー（以下、「経営成績等」という。）の状況の概要は次のとおりであります。

財政状態及び経営成績の状態

（経営成績）

当事業年度においては、当社が運営する事業のうち、大幅成長が見込まれるB to B事業に経営資源を集中し、中でも商談型展示会とM & A仲介サービスを注力事業と位置づけ、その育成に努めてまいりました。この結果、B to B事業においては、商談型展示会の開催エリア拡大と規模拡大に伴う売上の増加並びにM & A仲介の成約案件数の増加等に伴う売上の増加によって、売上・利益ともに順調に増加しました。一方、B to C事業においては、広告出稿コストの増加並びに競合サイトとの販売価格競争激化に伴い、売上・損失ともに更に悪化することとなりました。

以上の結果、当事業年度の業績は、全体としては増収増益を確保し、売上高は1,435,843千円(前事業年度比7.7%増)となり、営業利益は123,457千円(前事業年度比0.9%増)、経常利益は121,740千円(前事業年度比15.9%増)、当期純利益は82,348千円(前事業年度比12.0%増)となりました。また、営業利益率は8.6%、自己資本当期純利益率は17.8%、自己資本比率は59.1%となりました。

当事業年度における各セグメントの概況は、以下のとおりであります。

(イ) B to B事業

B to B事業は、商談型展示会である「CareTEX(*1)」並びに商品ジャンル特化型展示商談会「CareTEX One」の運営、介護事業者及び医療事業者向けのM & A仲介サービスの提供、介護事業者向け情報検索・マッチングサイトである「CareTEXクラウド」を運営しております。当事業年度においては、「CareTEX」と商品ジャンル特化型展示商談会「CareTEX One」の開催エリア拡大のため、新規展として、2018年5月に埼玉県で初開催となる「CareTEX One大宮2018」を皮切りに、同7月には九州で初開催となる「CareTEX福岡2018」、同8月には愛知県で初開催となる「CareTEX One名古屋2018」をそれぞれ開催しており、CareTEXブランドで開催する展示会の全国展開を着実に進めております。新規開催の展示会並びに既存の展示会のいずれにおいても、来場者である介護事業者や出展社である各種サプライヤーからは、満足度の高い評価を頂いております。この結果、当事業年度に開催した全ての展示会の出展小間数(*2)の合計数は1,369小間(前事業年度比22.4%増)に増加しております。

M & A仲介サービスにおいては、新設したアウトバウンド専門チームによる、新規取引先及び既存取引先の掘り起こしを行っているほか、サービスサイトのリニューアル施策として、介護福祉分野を34の業態に分類した精度の高い「自動簡易査定」機能や、譲受希望案件が登録された際にタイムリーに案内が届く「売却案件お知らせサービス」機能を追加し、問い合わせ件数の増加を図った結果、当事業年度において成約組数が51組(前事業年度比21.4%増)に増加しております。

以上の結果、当事業年度においては、B to B事業の売上高は993,509千円(前事業年度比28.3%増)、セグメント利益は384,651千円(前事業年度比23.3%増)となりました。

(*1)東京開催の「CareTEX」については、「次世代介護テクノロジー展」・「健康長寿産業展」・「超高齢社会の街づくり展」を同時開催し、「東京ケアウィーク」の総称にて開催

(*2)出展小間数：出展社に貸し出すために仕切られたスペースの単位

(ロ) B t o C事業

B t o C事業は、主に介護用品や健康器具を取り扱うeコマースサイトを運営しており、特に介護用品の分野では、eコマースサイトでありながら電話接客を強く打ち出した「対面販売に限りなく近い接客」にこだわり、お客様に寄り添うサービスを心がけております。しかしながら、度重なる検索エンジンのアルゴリズム変更による表示順位変動の影響により、リスティング広告による広告出稿コストが高止まりしていることに加え、競合サイトとの販売価格競争に対抗する値下げキャンペーンの実施等により、収益性が更に悪化しました。

以上の結果、当事業年度においては、B t o C事業の売上高は442,333千円(前年同期比20.9%減)、セグメント損失は40,059千円(前年同期比18,992千円の損失増加)となりました。

(資産)

当事業年度末の総資産は1,130,850千円となり、前事業年度末に比べて416,383千円の増加となりました。流動資産は975,998千円となり、前事業年度末に比べて286,725千円増加しました。主な増加要因は、2018年4月に当社が東京証券取引所マザーズ市場に上場したことに伴う公募増資の払込があったことや、オーバーアロットメントによる第三者割当増資の払込を受けたことにより現金及び預金が増えた一方、B t o C事業の縮小に伴い決済代行会社に対する売掛金が減少したこと等によるものであります。固定資産は154,852千円となり、前事業年度末に比べて129,658千円増加しました。主な増加要因は、2019年4月に移転いたしました新オフィスの敷金相当分の払込みや、中国に設立した合弁会社の出資払込金等によるものであります。

(負債)

当事業年度末における負債合計は463,055千円となり、前事業年度末に比べて6,776千円の増加となりました。流動負債は431,909千円となり、前事業年度末に比べて40,796千円の増加となりました。主な増加要因は、東京で開催する「C a r e T E X」の会期が前事業年度の3月から当事業年度には2月と1ヶ月前倒しとなったことに伴い、事業年度末における買掛金が減少した一方で、翌事業年度に開催する予定の展示会に関する出展社からの前受金が増加したことや新オフィスの内装工事を実施したこと等によるものであります。固定負債は31,146千円となり、前事業年度末に比べて34,019千円の減少となりました。主な減少要因は、借入金の返済に伴う長期借入金の減少と新オフィス移転予定に伴い資産除去債務を流動負債に移動させたことによるものであります。

(純資産)

当事業年度末における純資産は667,794千円となり、前事業年度末に比べて409,606千円の増加となりました。主な増加要因は、当期純利益の計上により繰越利益剰余金が増加したことや、公募増資の払込、第三者割当増資、新株予約権の行使に伴う払込を受けたことによる資本金及び資本準備金の増加によるものであります。

キャッシュ・フローの状況

当事業年度における現金及び現金同等物(以下、「資金」という。)は、前事業年度末に比べて313,860千円増加し、906,641千円となりました。

当事業年度における各キャッシュ・フローの状況は、以下のとおりであります。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

営業活動の結果獲得した資金は、109,830千円(前事業年度は257,854千円の獲得)となりました。これは主に、税引前当期純利益の計上のほか、翌事業年度以降に開催を予定している展示会出展料の前受金が増加した一方で、東京で開催する「C a r e T E X」の会期が前事業年度の3月から当事業年度には2月と1ヶ月前倒しとなったことに伴い、事業年度末における買掛金が減少したこと等によるものであります。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

投資活動の結果使用した資金は、73,957千円(前事業年度は2,362千円の使用)となりました。これは主に、2019年4月に移転いたしました新オフィスの敷金相当分の払込みや、中国に設立した合弁会社の出資払込金等によるものであります。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

財務活動の結果獲得した資金は、277,987千円(前事業年度は34,745千円の使用)となりました。これは主に、公募増資の払込、第三者割当増資、新株予約権の行使に伴う払込を受けたことや、長期借入金の返済を行ったこと等によるものであります。

生産、受注及び販売の実績

(イ) 生産実績

当社は生産活動を行っておりませんので、該当事項はありません。

(ロ) 受注実績

当社は受注生産を行っておりませんので、該当事項はありません。

(ハ) 販売実績

当事業年度の事業領域ごとの販売実績は、次の通りであります。

事業領域の名称		販売高(千円)	前年同期比(%)
B t o B 事業	商談型展示会	596,955	+25.1%
	M & A 仲介	396,554	+38.5%
B t o B 事業 計		993,509	+28.3%
B t o C 事業	eコマース	442,333	20.9%
合計		1,435,843	+7.7%

- (注) 1. 最近2事業年度における主な相手先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合については、その割合が100分の10以上に該当する相手先がないため記載を省略しております。
2. 上記の金額には消費税等は含まれておりません。
3. B t o B 事業の販売高内訳のうちWEBマッチングは、当事業年度の販売実績がないため、B t o B 事業計の前年同期比の箇所のみ反映しております。

(2) 資本の財源と資金の流動性及び調達状況について

(資金需要)

当社の事業活動における運転資金需要の主なものは、商品の仕入費用、展示会会場の会場使用費用、販売費及び一般管理費等の営業費用によるものであります。なお、設備資金需要として多額に発生するものではありません。

(財政政策)

当社は、運転資金及び設備資金については、内部資金により調達しております。なお、2018年4月2日において上場に伴う公募による増資を行っており、2018年5月2日にはオーバーアロットメントに伴う第三者割当増資による増資を行っております。

(3) 経営上の目標の達成状況を判断するための客観的な指標等の進捗状況

経営計画の達成状況

当事業年度において、B to B事業における成長により業績が伸長した結果、売上・営業利益とも過去最高を更新いたしました。経営上の計画は未達となり、売上高は1,435,843千円（前期比7.7%増、計画比10.5%減）、営業利益は123,457千円（前期比0.9%増、計画比40.6%減）となりました。

指標	2019年3月期 (実績)	2019年3月期 (計画)	2019年3月期 (計画比)
売上高	1,435,843千円	1,604,879千円	169,036千円減(10.5%減)
営業利益	123,457千円	207,920千円	84,463千円減(40.6%減)

主要な経営指標

当社の経営成績に影響を与える主要な経営指標として、商談型展示会事業については、主な収入である出展料が出展小間数×小間単価となり、小間単価に大きな変動がないため、出展小間数（出展社に貸し出すために仕切られたスペースの単位）を重要な指標としており、M & A 仲介事業については主な収入である仲介手数料が成約組数×手数料単価となり、手数料単価に大きな変動がないため、成約組数を重要な経営指標としております。それぞれの経営指標の推移及びその増加要因は以下の通りです。

() 商談型展示会事業

当社は、展示会の早期全国展開を進めることで、知名度を高めるとともに全国の決裁権限者のリスト化を図り、M & A 仲介サービスや配食・介護食等の付加サービスを創出・提供しております。当事業年度においては、新たに3つの都市で展示会を開催し（合計6都市）、東京を除く5都市で予算を上回る売上・利益を計上しましたが、新規展立上げに想定以上の人員を要し、東京展が計画未達成となりました。

出展小間数の推移

(単位：小間数)

	第10期	第11期	第12期	第13期
決算年月	2016年3月	2017年3月	2018年3月	2019年3月
東京展	560	593	818	802
地方展		235	300	567
合計	560	828	1,118	1,369

(注)小間数は、各年度に開催した展示会の出展小間数を記載しております。

() M & A 仲介事業

当社は、商談型展示会の開催等を通して得られた経営者のニーズを基にM & A 仲介サービスを行っております。当事業年度においては、新設したアウトバウンド専門チームによる、新規取引先及び既存取引先の掘り起こしを行っているほか、サービスサイトのリニューアル施策として、介護福祉分野を34の業態に分類した精度の高い「自動簡易査定」機能や、譲受希望案件が登録された際にタイムリーに案内が届く「売却案件お知らせサービス」機能

を追加した結果、問合せ件数は順調に増加いたしました。しかし、当事業年度に成約を見込んでいた複数の案件が翌期へ期ズレしたことから、計画未達成となりました。

M & A 成約組数の推移

(単位：組数)

	第11期	第12期	第13期
決算年月	2017年3月	2018年3月	2019年3月
成約組数	25	42	51

(注)成約組数は、各年度に成約したM & A組数を記載しております。

(4) 経営者の問題認識と今後の方針について

当社が今後の業容を拡大し、より良いサービスを継続的に展開していくためには、「第2 事業の状況 1 経営方針、経営環境及び対処すべき課題等」に記載しております各種課題に対応していくことが重要であると認識しております。それらの課題に対応するために、経営者は、市場動向をはじめとした外部環境の構造やその変化に関する情報の入手及び分析を行い、現在及び将来における事業環境を確認し、その間の課題を認識すると同時に最適な解決策を推進していく方針であります。

4 【経営上の重要な契約等】

該当事項はありません。

5 【研究開発活動】

該当事項はありません。

第3 【設備の状況】

1 【設備投資等の概要】

該当事項はありません。

2 【主要な設備の状況】

当社における主要な設備は、以下の通りであります。

2019年3月31日現在

事業所名 (所在地)	セグメントの 名称	設備の内容	帳簿価額(千円)				従業員数 (名)
			工具、器具 及び備品	建設仮勘定	ソフト ウェア仮勘 定	合計	
本社 (東京都港区)	B to B事業 B to C事業 全社	本社事務所	3,136	46,743	4,142	54,021	52〔6〕

- (注) 1. 現在休止中の主要な設備はありません。
 2. 上記の金額には消費税等は含まれておりません。
 3. 従業員数は就業人員(使用人兼務役員を含む。)を記載しております。臨時雇用者数は〔 〕内に1年間の平均人員を外数で記載しております。
 4. 建設仮勘定は2019年4月1日付の本社移転に係る建物です。また、移転前の建物は2019年3月31日付で全て償却しております。

3 【設備の新設、除却等の計画】

(1) 重要な設備の新設等

事業所名 (所在地)	設備の内容	投資予定金額		資金調達 方法	着手及び完了予定年月		完成後の 増加能力
		総額 (千円)	既支払額 (千円)		着手	完了	
本社 (東京都港区)	配食・介護食等 のマッチング・ プラットフォーム 構築のための システム開発費	20,000		自己資金	2019年4月	2021年3月	(注) 2

- (注) 1. 上記の金額には消費税等を含んでおりません。
 2. 完成後の増加能力につきましては、計数的把握が困難であるため記載を省略しております。

(2) 重要な設備の除却等

該当事項はありません。

第4 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	8,490,000
計	8,490,000

【発行済株式】

種類	事業年度末現在 発行数(株) (2019年3月31日)	提出日現在 発行数(株) (2019年6月24日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	2,418,100	2,418,100	東京証券取引所 (マザーズ)	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準株式であります。 なお、単元株式数は100株であります。
計	2,418,100	2,418,100		

(注) 1. 提出日現在の発行数には、2019年6月1日からこの有価証券報告書提出日までの新株予約権の行使により発行された株式数は、含まれておりません。

(2) 【新株予約権等の状況】

【ストックオプション制度の内容】

決議年月日	2011年7月20日	2013年7月25日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社監査役 1 当社使用人 2	当社取締役 1 当社使用人 3
新株予約権の数(個)	30 (注)1	53 (注)1
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 30,000 (注)1	普通株式 53,000 (注)1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	50 (注)2	50 (注)2
新株予約権の行使期間	2013年9月1日～ 2021年6月30日	2016年6月1日～ 2023年5月31日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 50 資本組入額 25	発行価格 50 資本組入額 25
新株予約権の行使の条件	<p>新株予約権の行使の条件は次のとおり 新株予約権者が、当該新株予約権を行使する前に、禁錮以上の刑に処せられる行為を行った場合、新株予約権を行使することができないものとする。 新株予約権の割当てを受けた者は、本新株予約権の権利行使時においても、当社または当社の子会社の取締役、執行役、監査役もしくは従業員たる地位にあることを要する。 新株予約権の割当てを受けた者が、権利行使期間中に死亡した場合は、その相続人は当該新株予約権を行使することはできない。 当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるその他の条件に違反した場合、新株予約権を行使することができないものとする。 その他の条件は、当社と新株予約権の割当てを受けた者との間で締結した「新株予約権割当契約書」で定めるところによる。</p>	
新株予約権の譲渡に関する事項	本新株予約権の譲渡、質入れ、担保権の設定、その他一切の処分をすることは出来ない。	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)3	

当事業年度の末日(2019年3月31日)における内容を記載しております。なお、当事業年度の末日から提出日の前月末現在(2019年5月31日)にかけて変更すべき事項はありません。

監査役が保有している新株予約権は、使用人として在任中に付与されたものです。

- (注) 1. 新株予約権1個当たりの目的となる株式数は普通株式1,000株であります。当社が新株予約権の行使に際して出資される財産の価額またはその算定方法の定めに従って行使価額(以下に定義する。)の調整を行う場合は次の算式によりその目的株式数を調整するものとします。ただし、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てるものとします。

$$\text{調整目的株式数} = \frac{\text{調整前目的株式数} \times \text{調整前行使価額}}{\text{調整後行使価額}}$$

また、新株予約権発行後に当社が他社と吸収合併若しくは新設合併または株式交換を行い完全親会社になる場合は、当社は必要と認める目的株式数を合理的な範囲内で調整するものとします。当社が当社の株式につき単元株式数の設定または変更を行う場合は、当社は必要と認める目的株式数を合理的な範囲内で調整するものとします。

2. 当社が株式の分割又は併合を行う場合は、それぞれの効力発生の時をもって次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げるものとします。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、発行日以後、当社が時価を下回る価額で普通株式につき募集株式の発行又は自己株式の処分を行う場合には、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げるものとします。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{払込金額}}{\text{新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記の算式において、「既発行株式数」とは当社の発行済み株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式」とあるのを「処分する自己株式」、「1株当たり払込金額」とあるのを「1株当たり処分金額」と読み替えるものとします。

行使価額調整の算式により行使価額の調整を行う場合及び調整後の行使価額の適用時期は次の各号に定めるところによる。

- 1) 時価(ただし、株式上場前においては、行使価額調整式に使用する調整前行使価額をいう。以下同様とする。)を下回る払込金額をもって当社普通株式を新規に発行または自己株式の処分を行う場合。

調整後の行使価額は、払込期日の翌日以降、また割当日がある場合は、その日の翌日以降これを適用するものとします。

2) 株式の分割または株式併合により当社普通株式を発行する場合。

調整後行使価額は株式分割または株式併合の効力発生日の翌日以降これを適用するものとします。

3) 時価を下回る価額をもって当社普通株式の新株予約権または新株予約権付社債を発行する場合。

調整後の行使価額はかかる証券の割当日に、発行される全新株予約権の行使がなされまたは新株予約権付社債が全額転換されたものとみなし、その割当日の翌日以降これを適用するものとします。

上記に掲げた事由によるほか、当社の発行済株式数の変更を生ずる事由の発生によって行使価額の調整を必要とする場合には、当社は新株予約権者に対して、あらかじめその旨ならびにその事由、調整後の行使価額及び適用の日、その他必要な事項を通知したうえ、行使価額の調整を適切に行うものとする。

3. 組織再編時の取扱い

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割もしくは新設分割（それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。）、または株式交換もしくは株式移転（それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。）（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生日（吸収合併につき吸収合併の効力発生日、新設合併につき新設合併設立会社成立の日、吸収分割につき吸収分割の効力発生日、新設分割につき新設分割設立会社の成立の日、株式交換につき株式交換の効力発生日、および株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。）の直前において残存する募集新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。但し、以下の各号に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めることを条件とする。

交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案の上、(注)1. に準じて決定する。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

組織再編行為の条件等を勘案の上、(注)2. に準じて決定する。

新株予約権を行使することができる期間

新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。

その他の新株予約権の行使の条件

新株予約権の行使の条件に準じて決定する。

決議年月日	2014年6月25日	2015年7月31日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役 1 当社使用人 5	当社使用人 4
新株予約権の数(個)	40 (注)1	25 (注)1
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 40,000 (注)1	普通株式 25,000 (注)1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	50 (注)2	60 (注)2
新株予約権の行使期間	2017年6月1日～ 2024年5月31日	2018年7月1日～ 2025年6月30日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 50 資本組入額 25	発行価格 60 資本組入額 30
新株予約権の行使の条件	<p>新株予約権の行使の条件は次のとおり 新株予約権者が、当該新株予約権を行使する前に、禁錮以上の刑に処せられる行為を行った場合、新株予約権を行使することができないものとする。</p> <p>新株予約権の割当てを受けた者は、本新株予約権の権利行使時においても、当社または当社の子会社の取締役、執行役、監査役もしくは従業員たる地位にあることを要する。</p> <p>新株予約権の割当てを受けた者が、権利行使期間中に死亡した場合は、その相続人は当該新株予約権を行使することはできない。</p> <p>当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるその他の条件に違反した場合、新株予約権を行使することができないものとする。</p> <p>その他の条件は、当社と新株予約権の割当てを受けた者との間で締結した「新株予約権割当契約書」で定めるところによる。</p>	
新株予約権の譲渡に関する事項	本新株予約権の譲渡、質入れ、担保権の設定、その他一切の処分をすることは出来ない。	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)3	

当事業年度の末日(2019年3月31日)における内容を記載しております。なお、当事業年度の末日から提出日の前月末現在(2019年5月31日)にかけて変更すべき事項はありません。

- (注)1. 新株予約権1個当たりの目的となる株式数は普通株式1,000株であります。当社が新株予約権の行使に際して出資される財産の価額またはその算定方法の定めに従って行使価額(以下に定義する。)の調整を行う場合は次の算式によりその目的株式数を調整するものとします。ただし、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てるものとします。

$$\text{調整目的株式数} = \frac{\text{調整前目的株式数} \times \text{調整前行使価額}}{\text{調整後行使価額}}$$

また、新株予約権発行後に当社が他社と吸収合併若しくは新設合併または株式交換を行い完全親会社になる場合は、当社は必要と認める目的株式数を合理的な範囲内で調整するものとします。当社が当社の株式につき単元株式数の設定または変更を行う場合は、当社は必要と認める目的株式数を合理的な範囲内で調整するものとします。

2. 当社が株式の分割又は併合を行う場合は、それぞれの効力発生の時をもって次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げるものとします。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、発行日以後、当社が時価を下回る価額で普通株式につき募集株式の発行又は自己株式の処分を行う場合には、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げるものとします。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{払込金額}}{\text{新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記の算式において、「既発行株式数」とは当社の発行済み株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式」とあるのを「処分する自己株式」、「1株当たり払込金額」とあるのを「1株当たり処分金額」と読み替えるものとします。

行使価額調整の算式により行使価額の調整を行う場合及び調整後の行使価額の適用時期は次の各号に定めるところによる。

- 1) 時価(ただし、株式上場前においては、行使価額調整式に使用する調整前行使価額をいう。以下同様とする。)を下回る払込金額をもって当社普通株式を新規に発行または自己株式の処分を行う場合。調整後の行使価額は、払込期日の翌日以降、また割当日がある場合は、その日の翌日以降これを適用するものとします。
- 2) 株式の分割または株式併合により当社普通株式を発行する場合。調整後行使価額は株式分割または株式併合の効力発生日の翌日以降これを適用するものとします。

3) 時価を下回る価額をもって当社普通株式の新株予約権または新株予約権付社債を発行する場合。

調整後の行使価額はかかる証券の割当日に、発行される全新株予約権の行使がなされまたは新株予約権付社債が全額転換されたものとみなし、その割当日の翌日以降これを適用するものとします。

上記に掲げた事由によるほか、当社の発行済株式数の変更を生ずる事由の発生によって行使価額の調整を必要とする場合には、当社は新株予約権者に対して、あらかじめその旨ならびにその事由、調整後の行使価額及び適用の日、その他必要な事項を通知したうえ、行使価額の調整を適切に行うものとする。

3. 組織再編時の取扱い

当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割もしくは新設分割(それぞれ当社が分割会社となる場合に限る)、または株式交換もしくは株式移転(それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る)(以上を総称して以下、「組織再編行為」という。)をする場合において、組織再編行為の効力発生日(吸収合併につき吸収合併の効力発生日、新設合併につき新設合併設立会社成立の日、吸収分割につき吸収分割の効力発生日、新設分割につき新設分割設立会社の成立の日、株式交換につき株式交換の効力発生日、および株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。)の直前において残存する募集新株予約権(以下、「残存新株予約権」という。)を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編対象会社」という。)の新株予約権を交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。但し、以下の各号に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めることを条件とする。

交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案の上、(注)1. に準じて決定する。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

組織再編行為の条件等を勘案の上、(注)2. に準じて決定する。

新株予約権を行使することができる期間

新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。

その他の新株予約権の行使の条件

新株予約権の行使の条件に準じて決定する。

決議年月日	2016年 8月 2日	2017年 3月29日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役 1 当社使用人 8 [6]	当社使用人 5
新株予約権の数(個)	60 [44] (注) 1	36 (注) 1
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 60,000 [44,000] (注) 1	普通株式 36,000 (注) 1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	70 (注) 2	170 (注) 2
新株予約権の行使期間	2019年 7月 1日 ~ 2026年 6月30日	2020年 4月 1日 ~ 2027年 1月31日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 70 資本組入額 35	発行価格 170 資本組入額 85
新株予約権の行使の条件	<p>新株予約権の行使の条件は次のとおり 新株予約権者が、当該新株予約権を行使する前に、禁錮以上の刑に処せられる行為を行った場合、新株予約権を行使することができないものとする。 新株予約権の割当てを受けた者は、本新株予約権の権利行使時においても、当社または当社の子会社の取締役、執行役、監査役もしくは従業員たる地位にあることを要する。 新株予約権の割当てを受けた者が、権利行使期間中に死亡した場合は、その相続人は当該新株予約権を行使することはできない。 当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるその他の条件に違反した場合、新株予約権を行使することができないものとする。 その他の条件は、当社と新株予約権の割当てを受けた者との間で締結した「新株予約権割当契約書」で定めるところによる。</p>	
新株予約権の譲渡に関する事項	本新株予約権の譲渡、質入れ、担保権の設定、その他一切の処分をすることは出来ない。	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 3	

当事業年度の末日(2019年3月31日)における内容を記載しております。当事業年度の末日から提出日の前月末現在(2019年5月31日)にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を[]内に記載しており、その他の事項については当事業年度の末日における内容から変更はありません。

- (注) 1. 新株予約権1個当たりの目的となる株式数は普通株式1,000株であります。当社が新株予約権の行使に際して出資される財産の価額またはその算定方法の定めに従って行使価額(以下に定義する。)の調整を行う場合は次の算式によりその目的株式数を調整するものとします。ただし、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てるものとします。

$$\text{調整目的株式数} = \frac{\text{調整前目的株式数} \times \text{調整前行使価額}}{\text{調整後行使価額}}$$

また、新株予約権発行後に当社が他社と吸収合併若しくは新設合併または株式交換を行い完全親会社になる場合は、当社は必要と認める目的株式数を合理的な範囲内で調整するものとします。当社が当社の株式につき単元株式数の設定または変更を行う場合は、当社は必要と認める目的株式数を合理的な範囲内で調整するものとします。

2. 当社が株式の分割又は併合を行う場合は、それぞれの効力発生の時をもって次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げるものとします。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、発行日以後、当社が時価を下回る価額で普通株式につき募集株式の発行又は自己株式の処分を行う場合には、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げるものとします。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{払込金額}}{\text{新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記の算式において、「既発行株式数」とは当社の発行済み株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式」とあるのを「処分する自己株式」、「1株当たり払込金額」とあるのを「1株当たり処分金額」と読み替えるものとします。

行使価額調整の算式により行使価額の調整を行う場合及び調整後の行使価額の適用時期は次の各号に定めるところによる。

- 1) 時価(ただし、株式上場前においては、行使価額調整式に使用する調整前行使価額をいう。以下同様とする。)を下回る払込金額をもって当社普通株式を新規に発行または自己株式の処分を行う場合。調整後の行使価額は、払込期日の翌日以降、また割当日がある場合は、その日の翌日以降これを適用するものとします。

- 2) 株式の分割または株式併合により当社普通株式を発行する場合。
調整後行使価額は株式分割または株式併合の効力発生日の翌日以降これを適用するものとします。
- 3) 時価を下回る価額をもって当社普通株式の新株予約権または新株予約権付社債を発行する場合。
調整後の行使価額はかかる証券の割当日に、発行される全新株予約権の行使がなされまたは新株予約権付社債が全額転換されたものとみなし、その割当日の翌日以降これを適用するものとします。
上記に掲げた事由によるほか、当社の発行済株式数の変更を生ずる事由の発生によって行使価額の調整を必要とする場合には、当社は新株予約権者に対して、あらかじめその旨ならびにその事由、調整後の行使価額及び適用の日、その他必要な事項を通知したうえ、行使価額の調整を適切に行うものとする。

3. 組織再編時の取扱い

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割もしくは新設分割（それぞれ当社が分割会社となる場合に限る）、または株式交換もしくは株式移転（それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る）（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生日（吸収合併につき吸収合併の効力発生日、新設合併につき新設合併設立会社成立の日、吸収分割につき吸収分割の効力発生日、新設分割につき新設分割設立会社の成立の日、株式交換につき株式交換の効力発生日、および株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。）の直前において残存する募集新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。但し、以下の各号に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めることを条件とする。

交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案の上、(注)1. に準じて決定する。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

組織再編行為の条件等を勘案の上、(注)2. に準じて決定する。

新株予約権を行使することができる期間

新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。

その他の新株予約権の行使の条件

新株予約権の行使の条件に準じて決定する

決議年月日	2019年5月13日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役 1 当社使用人 5
新株予約権の数(個)	264 (注)1
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 26,400 (注)1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	170 (注)2
新株予約権の行使期間	2022年6月1日～ 2024年5月31日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 3,100 資本組入額 1,550
新株予約権の行使の条件	<p>新株予約権の行使の条件は次のとおり</p> <p>本新株予約権の割り当てを受けた者(以下「新株予約権者」という。)は、2020年3月期及び2021年3月期の当社の有価証券報告書に記載される連結損益計算書(連結損益計算書を作成していない場合、損益計算書。以下同じ。)の営業利益の合計額が、500百万円を超過した場合、各新株予約権者に割り当てられた新株予約権を全て行使することができる。</p> <p>ただし、上記が達成されない場合においても、2020年3月期及び2021年3月期の営業利益がいずれも136百万円を超過した場合、各新株予約権者に割り当てられた新株予約権の数の20%を限度として行使することができる。なお、営業利益の判定においては、当社の有価証券報告書に記載される連結損益計算書における営業利益を参照するものとする。また、国際財務報告基準の適用等により参照すべき項目の概念に重要な変更があった場合には、別途参照すべき指標を当社取締役会にて定めるものとする。</p> <p>また、行使可能割合の計算において、各新株予約権者の行使可能な本新株予約権の数に1個未満の端数が生じる場合は、これを切り捨てた数とする。</p> <p>新株予約権者は、新株予約権の権利行使時においても、当社または当社関係会社の取締役、執行役、監査役または従業員であることを要する。</p> <p>新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。</p> <p>本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。</p> <p>各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。</p> <p>当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるその他の条件に違反した場合、新株予約権を行使することができないものとする。</p>
新株予約権の譲渡に関する事項	本新株予約権の譲渡、質入れ、担保権の設定、その他一切の処分をすることは出来ない。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)3

当事業年度の末日(2019年3月31日)における内容を記載しております。なお、当事業年度の末日から提出日の前月末現在(2019年5月31日)にかけて変更すべき事項はありません。

(注)1. 新株予約権1個当たりの目的となる株式数は普通株式100株であります。当社が新株予約権の行使に際して出資される財産の価額またはその算定方法の定めに従って行使価額(以下に定義する。)の調整を行う場合は次の算式によりその目的株式数を調整するものとします。ただし、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てるものとします。

$$\text{調整目的株式数} = \frac{\text{調整前目的株式数} \times \text{調整前行使価額}}{\text{調整後行使価額}}$$

また、新株予約権発行後に当社が他社と吸収合併若しくは新設合併または株式交換を行い完全親会社になる場合は、当社は必要と認める目的株式数を合理的な範囲内で調整するものとします。当社が当社の株式につき単元株式数の設定または変更を行う場合は、当社は必要と認める目的株式数を合理的な範囲内で調整するものとします。

2. 当社が株式の分割又は併合を行う場合は、それぞれの効力発生の時をもって次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げるものとします。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、発行日以後、当社が時価を下回る価額で普通株式につき募集株式の発行又は自己株式の処分を行う場合には、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げるものとします。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{払込金額}}{\text{新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記の算式において、「既発行株式数」とは当社の発行済み株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式」とあるのを「処分する自己株式」、「1株当たり払込金額」とあるのを「1株当たり処分金額」と読み替えるものとします。

行使価額調整の算式により行使価額の調整を行う場合及び調整後の行使価額の適用時期は次の各号に定めるところによる。

- 1) 時価(ただし、株式上場前においては、行使価額調整式に使用する調整前行使価額をいう。以下同様とする。)を下回る払込金額をもって当社普通株式を新規に発行または自己株式の処分を行う場合。
調整後の行使価額は、払込期日の翌日以降、また割当日がある場合は、その日の翌日以降これを適用するものとします。
- 2) 株式の分割または株式併合により当社普通株式を発行する場合。
調整後行使価額は株式分割または株式併合の効力発生日の翌日以降これを適用するものとします。
- 3) 時価を下回る価額をもって当社普通株式の新株予約権または新株予約権付社債を発行する場合。
調整後の行使価額はかかる証券の割当日に、発行される全新株予約権の行使がなされまたは新株予約権付社債が全額転換されたものとみなし、その割当日の翌日以降これを適用するものとします。
上記に掲げた事由によるほか、当社の発行済株式数の変更を生ずる事由の発生によって行使価額の調整を必要とする場合には、当社は新株予約権者に対して、あらかじめその旨ならびにその事由、調整後の行使価額及び適用の日、その他必要な事項を通知したうえ、行使価額の調整を適切に行うものとする。

3. 組織再編時の取扱い

当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割もしくは新設分割(それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。)、または株式交換もしくは株式移転(それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。)(以上を総称して以下、「組織再編行為」という。)をする場合において、組織再編行為の効力発生日(吸収合併につき吸収合併の効力発生日、新設合併につき新設合併設立会社成立の日、吸収分割につき吸収分割の効力発生日、新設分割につき新設分割設立会社の成立の日、株式交換につき株式交換の効力発生日、および株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。)の直前において残存する募集新株予約権(以下、「残存新株予約権」という。)を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編対象会社」という。)の新株予約権を交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。但し、以下の各号に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めることを条件とする。

交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案の上、(注)1. に準じて決定する。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

組織再編行為の条件等を勘案の上、(注)2. に準じて決定する。

新株予約権を行使することができる期間

新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。

その他の新株予約権の行使の条件

新株予約権の行使の条件に準じて決定する。

【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金 増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
2015年12月24日 (注) 1	26,000	1,466,000	650	72,650	650	650
2016年7月29日 (注) 2	576,000	2,042,000	14,624	87,274	14,624	15,274
2017年3月31日 (注) 3	82,000	2,124,000	6,437	93,711	6,437	21,711
2018年4月2日 (注) 4	200,000	2,324,000	124,200	217,911	124,200	145,911
2018年5月2日 (注) 5	62,100	2,386,100	38,564	256,475	38,564	184,475
2018年5月2日～ 2019年3月31日 (注) 6	32,000	2,418,100	865	257,340	865	185,340

- (注) 1. 第10期における新株予約権の行使によるものであります。
 2. 第11期における新株予約権の行使によるものであります。
 3. 有償第三者割当 発行価格157円 資本組入額78.5円
 割当先 吉崎浩一郎、守屋実、平松義規、土橋薫
 4. 2018年4月2日を払込期日とする有償一般募集(ブックビルディング方式による募集)により、発行済株式総数が200,000株、資本金及び資本準備金はそれぞれ124,200千円増加しております。
 発行価格 1,350円
 引受価額 1,242円
 資本組入額 621円
 5. 2018年5月2日を払込期日とする有償第三者割当(オーバーアロットメントによる売出しに関連した第三者割当増資)により、発行済株式総数が62,100株、資本金及び資本準備金はそれぞれ38,564千円増加しております。
 発行価格 1,242円
 資本組入額 621円
 割当先 野村證券株式会社
 6. 第13期における新株予約権の行使によるものであります。

(5) 【所有者別状況】

2019年3月31日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数100株)								単元未満 株式の状況 (株)
	政府及び 地方公共 団体	金融機関	金融商品 取引業者	その他の 法人	外国法人等		個人 その他	計	
					個人以外	個人			
株主数 (人)	-	5	15	6	22	-	323	371	
所有株式数 (単元)	-	3,423	208	12	696	-	19,838	24,177	400
所有株式数 の割合(%)	-	14.15	0.86	0.04	2.87	-	82.0	100.00	

(6) 【大株主の状況】

2019年3月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式 (自己株式を除く。)の総数に 対する所有 株式数の割合 (%)
新村 祐三	東京都港区	1,272	52.6
日本トラスティ・サービス信託 銀行株式会社(信託口)	東京都中央区晴海1丁目8番11号	240	9.9
新村 佐麻美	東京都港区	160	6.6
天池 祥子	栃木県宇都宮市	120	4.9
松尾 由美	京都府木津川市	57	2.3
日本マスタートラスト信託銀行 株式会社(信託口)	東京都港区浜松町2丁目11番3号	54	2.2
野村信託銀行株式会社(投信 口)	東京都千代田区2丁目2番2号	44	1.8
新村 理紗	東京都大田区	40	1.6
天野 桂介	東京都世田谷区	35	1.4
速水 健史	東京都杉並区	33	1.3
計	-	2,057	85.1

(7) 【議決権の状況】

【発行済株式】

2019年3月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式			
議決権制限株式(自己株式等)			
議決権制限株式(その他)			
完全議決権株式(自己株式等)			
完全議決権株式(その他)	普通株式 2,417,700	24,177	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。なお、単元株式数は100株であります。
単元未満株式	400		
発行済株式総数	2,418,100		
総株主の議決権		24,177	

【自己株式等】

該当事項はありません。

2 【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】

該当事項はありません。

(1) 【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2) 【取締役会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(3) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

該当事項はありません。

(4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

該当事項はありません。

3 【配当政策】

当社は、設立以来配当を実施した実績はありませんが、株主に対する利益還元を重要な経営課題として認識しており、将来的には、経営成績及び財政状態を勘案しながら株主への利益配分を検討していく方針であります。しかしながら、現在は今後の事業展開と財務体質強化のために必要な内部留保の確保を優先する方針であり、内部留保資金につきましては、財務体質の強化及び、将来の事業展開と事業展開のために必要な、商談型展示会事業及びM & A 仲介事業の営業活動を行うにあたっての専門知識及び経験を有する人材の採用の強化を図るための資金として、有効に活用していく方針であります。そのため、現時点において配当実施の可能性及びその実施時期等については未定であります。当事業年度においては、上記の理由から配当を実施せず、内部留保の確保を優先いたしました。

なお、当社は剰余金を配当する場合には、中間配当及び期末配当の年2回を基本方針としており、期末配当の決定機関は株主総会、中間配当については取締役会となっております。

また、当社は毎年9月30日を基準日として、中間配当を取締役会の決議により行うことができる旨を定款に定めております。

4 【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1) 【コーポレート・ガバナンスの概要】

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社は2006年の設立当初より、「徹底的な顧客満足の追求」を念頭に、顧客や取引先の皆様との強い信頼関係を軸に、誠実にビジネスに取り組んでまいりました。現在はインターネット通販事業にとどまらず、商談型展示会事業やM&A仲介事業への参入など、積極的にB to B領域にて事業を拡大しております。このように経営環境が変化する中において、永続的な発展と成長、持続的な企業価値向上のために、コーポレート・ガバナンスの確立が重要課題であると認識しております。株主をはじめとするすべてのステークホルダーからの信頼を得るため、経営の健全性・効率性・透明性を確保すべく、事業の拡大に合わせて組織体制を適宜見直し、各組織の効率的な運営及び責任体制の明確化を図っております。

また、監査役会における取締役の業務執行に対する監督機能並びに法令、定款及び当社諸規程を遵守すべく、内部統制機能の充実化を図り、迅速かつ適正な情報開示を実現できる体制を構築しております。

企業統治の体制の概要及び当該体制を採用する理由

イ．会社の機関の基本説明

当社の経営管理組織の構成は、会社法に基づく機関として株主総会、取締役会、監査役会を設置しているほか、社長の直轄機関として内部監査部門及び経営会議を設置し、内部統制システムの整備及びリスク管理体制の整備を行っております。また、財務諸表にかかる監査は、PwC京都監査法人を会計監査人として選任しております。コンプライアンスや重要な法的判断については、顧問弁護士等と連携する体制を取っております。

ロ．当社のコーポレート・ガバナンス体制とその採用理由

当社においては、当社事業に精通した取締役を中心とする取締役会が、経営の基本方針や重要な業務の執行を自ら決定し、強い法的権限を有する監査役が、独立した立場から取締役の職務執行を監査する体制が、経営の効率性と健全性を確保するために有効であると判断し、監査役会設置会社を採用しております。また、社外取締役や社外監査役を選任することで社外の客観的な視点を取り入れた、実効性のある企業統治体制を構築しております。

a．取締役会

当社の取締役会は、社外取締役2名を含む取締役5名で構成されており、毎月の定時取締役会のほか、必要に応じて臨時取締役会を開催しております。議長は、有価証券報告書提出日現在、代表取締役社長 新村祐三が務めております。その他の構成員は、常務取締役 速水健史、取締役 土居史和、社外取締役 吉崎浩一郎、社外取締役 守屋実であります。

取締役会は、監査役の出席の下、経営上の意思決定機関として、取締役会規程に基づき重要事項を審議・決議するとともに、業務執行を統括しております。また、社外取締役及び社外監査役は、社外の第三者の視点で取締役会への助言及び監視を行っております。

b．監査役会

当社は、監査役会制度を採用しており、常勤監査役1名及び非常勤監査役2名で構成されており、うち2名が社外監査役であります。議長は、有価証券報告書提出日現在、常勤監査役 城戸沙絵子が務めております。その他の構成員は、社外監査役 石割由紀人、社外監査役 寺西章悟であります。

監査役会は、毎月1回の定時監査役会のほか、必要に応じて臨時監査役会を開催しております。常勤監査役は、経営会議等重要な会議に出席し、必要に応じ意見陳述を行うなど、常に取締役の業務執行を監視できる体制となっております。

また、内部監査部及び監査法人と随時情報交換や意見交換を行うほか、定期的に三者によるミーティングを行うなど連携を密にし、監査機能の向上を図っております。

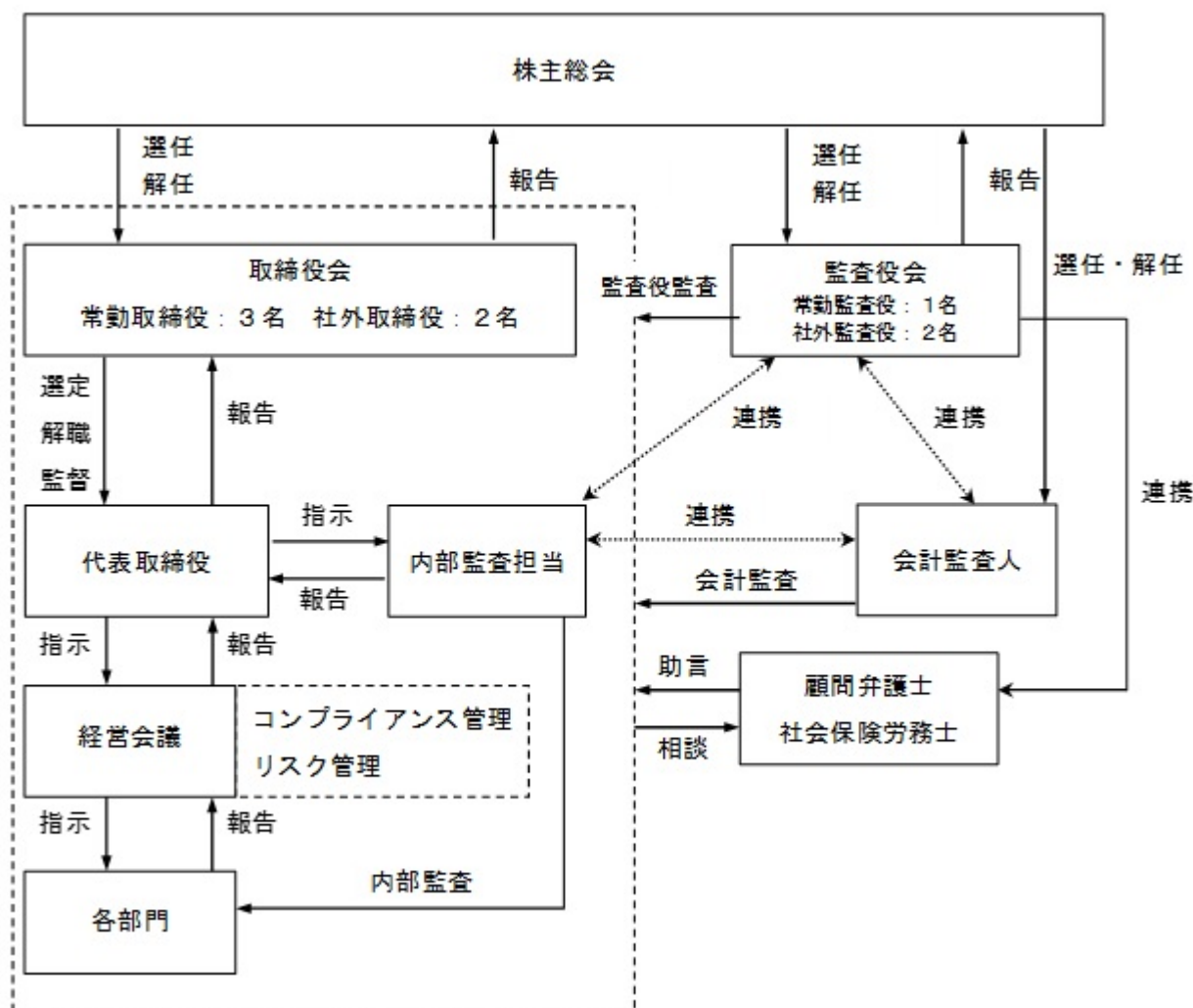
c．経営会議

経営会議は、社長の諮問機関として、常勤取締役、常勤監査役及び全事業部門長で構成されております。

議長は、有価証券報告書提出日現在、代表取締役社長 新村祐三が務めております。その他の構成員は、常務取締役 速水健史、取締役 土居史和、常勤監査役 城戸沙絵子および全事業部門長であります。

経営会議は、原則として月1回月初に開催し、各部門における予実差異報告及び差異分析のほか、コンプライアンス懸念事項の共有と協議、取締役会への付議事項についての事前協議、取締役会から委嘱された決議事項の審議・決議を行い、意思決定の迅速化と業務執行の効率化を図っております。

当社のコーポレート・ガバナンス体制は、以下の図のとおりであります。



内部統制システムの整備の状況

当社は、業務の適正性を確保するための体制として2016年11月21日の取締役会にて、「内部統制システムの整備に関する基本方針」を定める決議を行っており、現在その基本方針に基づき内部統制システムの運用を行っております。その概要は、以下の通りであります。

- a 取締役、使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - (1) 役職員の職務の執行が、法令及び定款に適合することを確保するため、「経営理念」「行動指針」を制定し、役員及び役職者はこれを率先垂範し、従業員への周知徹底、教育啓蒙を継続して行い、健全な企業風土の醸成に努める。
 - (2) コンプライアンスに係る規程を制定するとともに、経営会議にてコンプライアンス体制の構築・管理・維持にあたる。
 - (3) コンプライアンスに関する教育・研修を適宜開催し、コンプライアンス意識の維持・向上を図る。
 - (4) 内部通報制度を設け、問題の早期発見・未然防止を図り、適切かつ迅速に対応する。
 - (5) 当社は、健全な会社経営のため、反社会勢力とは決して関わりを持たず、また不当な請求には断固としてこれを拒絶する。
- b 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
 - (1) 取締役の職務の執行に係る情報については、法令及び文書管理規程等に基づき、適切に保存及び管理を行う。
 - (2) 取締役及び監査役は、これらの文書等を、常時閲覧できるものとする。
- c 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - (1) リスク管理規程及びリスク対応マニュアルを制定し、会社の事業活動において想定される各種リスクに対する組織、責任者を定め、適切に評価・管理体制を構築する。
 - (2) 危機発生時には、対策本部を設置し、社内外への適切な情報伝達を含め、当該危機に対して適切かつ迅速に対処するものとする。

- d 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- (1) 取締役会は取締役の職務の執行が効率的に行われるよう、経営計画を策定する。
 - (2) 取締役会規程、業務分掌規程、職務権限規程を定め、取締役の職務及び権限、責任の明確化を図る。
 - (3) 取締役会を毎月1回定期的に開催するほか、必要に応じて適宜臨時に開催する。
 - (4) 社外取締役は、適宜社長及び他の取締役と経営状況についての情報交換を行い、適切に助言を行う。
 - (5) 経営会議を設置し、取締役会より一定の事項の決定等を委任する。経営会議は、受任事項の決定の他、取締役会の意思決定に資するため取締役会決議事項を事前に審議する。
- e 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及びその使用人の取締役からの独立性に関する事項
- (1) 監査役の求めに応じて、取締役会は監査役と協議の上、監査役スタッフを任命し、当該監査業務の補助に当らせる。
- f 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他監査役への報告に関する体制
- (1) 監査役は、取締役会のほか経営会議等重要な会議に出席し、取締役及び使用人から職務執行状況の報告を求めることができる。
 - (2) 取締役及び使用人は、法令に違反する事実、会社に著しい損害を与えるおそれのある事実を発見したときには、速やかに監査役に報告する。
 - (3) 取締役及び使用人は、監査役からの業務執行に関する事項の報告を求められた場合には、速やかに報告する。
- g その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- (1) 監査役会には、法令に従い、社外監査役を含み、公正かつ透明性を担保する。
 - (2) 監査役は、代表取締役と定期的に意見交換を行い、相互の意思疎通を図る。
 - (3) 監査役は、監査法人及び内部監査部と定期的に情報交換を行い、相互の連携を図る。
 - (4) 監査役は、監査業務に必要と判断した場合には、会社の費用負担にて弁護士、公認会計士、その他専門家の意見を聴取することができる。
- h 現状において明らかになった課題・改善点
- マネジメント層人員の確保・教育の徹底が課題となっております。
- i 財務報告の信頼性を確保するための体制
- 財務報告の信頼性確保のため、内部統制委員会を設置し、代表取締役社長を委員長として、全社的な統制活動及び業務プロセスの統制活動を強化し、その運用体制を構築する。
- j 反社会的勢力との取引排除に向けた基本的考え方及びその整備状況
- (1) 反社会的勢力との取引排除に向けた基本的な考え方
 - イ 当社の社内規程に明文の根拠を設け、社長以下組織全員が一丸となって反社会的勢力の排除に取り組む。
 - ロ 反社会的勢力とは取引関係を含めて一切関係を持たない。また、反社会的勢力による不当要求は一切を拒絶する。
 - (2) 反社会的勢力との取引排除に向けた整備状況
 - イ 「反社会的勢力への対応ガイドライン」において「反社会的勢力に対する姿勢」について明文化し、全社員に配布するとともに適宜社内研修等を行い、周知徹底する。
 - ロ 反社会的勢力の排除を推進するために管理部を統括管理部署とし、また、不当請求対応の責任者を設置する。
 - ハ 「反社会的勢力への対応に関する規程」等の関係規程等を整備し、反社会的勢力排除のための体制構築に取り組む。
 - ニ 取引等について、反社会的勢力との関係に関して確認を行う。
 - ホ 反社会的勢力の該当有無の確認のため、外部関係機関等から得た反社会的勢力情報の収集に取り組む。
 - ヘ 反社会的勢力からの不当請求に備え、平素から警察、全国暴力追走運動推進センター、弁護士等の外部専門機関と密接な連携関係を構築する。

反社会的勢力の排除に向けた具体的な取組み状況

当社の代表取締役社長新村祐三は、かねてより反社会的勢力と絶対に付き合わないという信念を有しており、現在までに反社会的勢力との関係は一切ありません。また、このような信念の持主であることから、取締役会、経営会議等において、折に触れ、自ら注意を促しております。

その結果、特に営業部門の新規顧客の取引開始時には、管理部門において反社会的勢力かどうかの属性調査及び取引金融機関・取引先等からの風評等の信用調査を必ず収集するよう規程を整備した上で取引開始を実行するなど、営業体制を確立しております。

また、警察署や関係機関により開催される反社会的勢力に関するセミナー等には、管理本部長速水健史をはじめとする役員、管理本部の社員を中心に積極的に参加しており、意識の徹底とともに情報収集にも努めております。

リスク管理体制の整備の状況

当社では、市場、情報セキュリティ、環境、労務、製品の品質・安全等様々な事業運営上のリスクについて、リスク管理規程を制定し、代表取締役社長を委員長とする社内横断的なリスク管理委員会を設置しております。

リスク管理委員会は、取締役、監査役、各部門長、管理部担当者を委員に、当社運営に関する全社的・総括的なリスク管理の報告及び対応策検討の場と位置付けております。また、「リスク対応マニュアル」を策定し、年1回以上内容を見直し、リスク発生時の迅速な対応のための体制を整備しています。

また、企業価値向上のためにはコンプライアンスの徹底が必要不可欠であると認識しており、コンプライアンス管理規程を制定し、入社時研修及び年1回の全社員向けのコンプライアンス研修を開催し、全役職員が法令を遵守した行動、高い倫理観をもった行動をとることを周知徹底しております。

知的財産保護に関する考え方及び他社の知的財産を侵害しないための社内体制として、当社では、知的財産の保護は、関連法規及び知的財産管理規程によっております。知的財産保護のために、当社管理本部では、速やかに商標申請等を行うこととしております。

他社の知的財産を侵害しないための社内体制としては、当社の新規事業並びに新規サービスの開始は、稟議規程及び職務権限規程により、稟議書による承認を経ることとなっており、その過程において、管理本部が知的財産権の調査を行うこととしております。具体的には、商標権、著作権、意匠権等において、他者の知的財産を侵害しないよう、類似物についての調査を行っております。

取締役の定数

当社の取締役は7名以内とする旨を定款で定めております。

取締役の選任の決議要件

当社は取締役の選任決議については、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨を定款で定めております。なお、取締役会の選任決議は累積投票によらないものとする旨を定款で定めております。

株主総会の特別決議要件

当社は、株主総会における特別決議の定足数を緩和することにより株主総会の円滑な運営を行うことを目的として、会社法第309条第2項に定める特別決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨を定款に定めております。

取締役会にて決議できる株主総会決議事項

() 中間配当

当社は、会社法第454条第5項の規定により、取締役会の決議によって毎年9月30日を基準日として、中間配当を行うことができる旨定款を定めております。これは、株主への機動的な利益還元を可能にするためであります。

() 取締役及び監査役の責任免除

当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議をもって同法第423条第1項の行為に関する取締役(取締役であった者を含む)及び監査役(監査役であった者を含む)の責任を法令の限度において免除することができる旨を定款に定めております。これは、取締役及び監査役が職務を遂行するにあたり、その能力を十分に発揮して、期待される役割を果たしうる環境を整備することを目的とするものであります。

() 自己株式の取得

当社は会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって自己の株式を取得することができる旨を定款に定めております。これは、経営環境の変化に迅速に対応し、機動的な資本政策を遂行するためであります。

責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等である者を除く。）及び監査役との間に、責任限定契約を締結することができる旨を定款に定めており、当社と社外取締役及び監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令に規定する額としております。なお、当該責任限度額が認められるのは、当該社外取締役又は監査役が責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がないときに限られます。

(2) 【役員の状況】

男性7名、女性1名(役員のうち女性の比率12.5%)

役職名	氏名	生年月日	略歴		任期	所有株式数 (株)
代表取締役 社長	新村 祐三	1966年12月22日	1990年4月 2004年1月 2006年11月 2018年11月	リードエグジビションジャパン株式会社入社 同社取締役就任 当社設立 代表取締役社長就任(現任) 杭州方布健康科技有限公司董事就任(現任)	(注) 3 .	1,272,900
常務取締役 管理本部長	速水 健史	1976年7月30日	2001年4月 2006年9月 2007年3月 2009年8月 2011年11月 2012年10月 2015年4月	株式会社日本興業銀行(現株式会社みずほ銀行)入行 株式会社日本テクノロジーベンチャーパートナーズ入社 株式会社アイ・ピー・エス・フーズ代表取締役就任 株式会社アイ・ピー・エス入社 当社入社 当社取締役管理本部長就任 当社常務取締役管理本部長就任(現任)	(注) 3 .	33,000
取締役 コンサルティング事業部長	土居 史和	1963年10月13日	1986年4月 1993年7月 2004年1月 2007年1月 2017年2月 2017年5月 2018年4月 2018年6月 2019年4月	株式会社リクルート(現株式会社リクルートホールディングス)入社 リードエグジビションジャパン株式会社入社 同社取締役就任 同社常務取締役就任 株式会社ユニマットプレシヤス取締役副社長就任 アルファグループ株式会社入社 当社入社 当社取締役営業本部長就任 当社取締役コンサルティング事業部長就任(現任)	(注) 3 .	17,100
取締役	吉崎 浩一郎	1966年11月28日	1990年4月 1996年7月 1998年4月 2002年7月 2005年9月 2009年10月 2011年9月 2013年11月 2015年9月 2016年3月 2016年7月 2016年11月 2017年2月 2017年5月 2018年8月	三菱信託銀行株式会社(現三菱UFJ信託銀行株式会社)入行 日本AT&T株式会社入社 シュローダー・ベンチャーズ株式会社(現株式会社MKSコンサルティング)入社 株式会社MKSパートナーズ入社 パートナー就任 カーライル・グループ入社 株式会社グロース・イニシアティブ設立 代表取締役就任(現任) 株式会社アルフレックスジャパン取締役就任(現任) 株式会社海外需要開拓支援機構(クールジャパン機構)取締役就任 株式会社イード取締役就任(現任) クックビズ株式会社取締役就任(現任) ライフスタイルアクセント株式会社取締役就任(現任) 当社取締役就任(現任) グロースポイント・エクイティLLP設立 パートナー就任(現任) 株式会社No.1 取締役就任(現任) 株式会社ニューズ・ツー・ユーホールディングス取締役就任(現任)	(注) 3 .	20,000

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
取締役	守屋 実	1969年5月1日	1992年4月 株式会社ミスミ(現株式会社ミスミグループ本社)入社 2002年8月 株式会社エムアウト設立 取締役就任 2010年9月 株式会社守屋実事務所設立 代表取締役就任(現任) 2010年9月 ケアプロ株式会社取締役就任 2011年4月 ラクスル株式会社取締役就任 2014年11月 株式会社ジーンクエスト取締役就任 2015年3月 メディバンク株式会社取締役就任 2015年4月 株式会社サウンドファン取締役就任(現任) 2015年10月 AμB株式会社取締役就任(現任) 2015年10月 株式会社SEEDATA取締役就任(現任) 2015年10月 当社監査役就任 2016年9月 株式会社TOKYOJP取締役就任(現任) 2016年11月 当社取締役就任(現任) 2016年11月 SEEDATA VENTURES株式会社(現SDV株式会社)代表取締役就任 2017年11月 メディカルケアデザイン株式会社設立 代表取締役就任(現任) 2017年12月 株式会社日本クラウドキャピタル取締役就任(現任) 2018年4月 SD V株式会社取締役就任 2018年4月 株式会社テックフィールド取締役就任(現任) 2018年6月 株式会社セルム取締役就任(現任) 2018年6月 フューチャーベンチャーキャピタル株式会社取締役就任(現任)	(注)3.	20,000
監査役 (常勤)	城戸 沙絵子	1983年5月10日	2006年4月 富士フィルムイメージング株式会社(現富士フィルム株式会社)入社 2009年10月 当社入社 2015年2月 当社監査役就任(現任)	(注)4.	20,000
監査役	石割 由紀人	1970年8月18日	1996年10月 青山監査法人(現PwCあらた有限責任監査法人) 入所 2002年9月 日本アジア投資株式会社 入社 2003年9月 石割公認会計士事務所設立代表就任(現任) 2006年9月 株式会社ランドピア監査役就任 2008年6月 株式会社駐車場総合研究所監査役就任 2009年5月 株式会社アベックス取締役就任(現任) 2009年6月 株式会社ワインズ東京監査役就任 2012年11月 株式会社クリアストーン監査役就任 2013年6月 CMエンジニアリング株式会社取締役就任(現任) 2014年9月 株式会社富士防災監査役就任(現任) 2015年6月 当社監査役就任(現任) 2015年7月 ごはんだよ株式会社取締役就任 2015年12月 Gemstone税理士法人設立 入所(現任) 2017年6月 ELUNCH TECHNOLOGIES JAPAN株式会社取締役就任	(注)4.	

役職名	氏名	生年月日	略歴		任期	所有株式数 (株)
監査役	寺西 章悟	1983年12月 9日	2009年12月 2012年 4月 2014年 4月	弁護士(東京弁護士会)登録 長島・大野・常松法律事務所入所 てらにし法律事務所開設 田島総合法律事務所(現田島・寺 西法律事務所)パートナー弁護士 (現任)	(注) 4 .	
			2015年12月 2016年11月 2016年11月 2017年 5月	ケアプロ株式会社社外取締役就任 (現任) 当社監査役就任(現任) SEEDATA VENTURES株式会社(現SD V株式会社)取締役就任(現任) 株式会社辻野取締役就任(現任)		
計						1,383,000

- (注) 1. 取締役 吉崎浩一郎、守屋実は社外取締役であります。
 2. 監査役 石割由紀人、寺西章悟は社外監査役であります。
 3. 取締役の任期は、2019年6月21日開催の定時株主総会終結の時から2021年3月期に係る定時株主総会終結の時
 までであります。
 4. 監査役の任期は、2017年12月15日開催の臨時株主総会終結の時から2021年3月期に係る定時株主総会終結の
 時までであります。

社外取締役及び社外監査役

当社では、社外取締役2名及び社外監査役2名を選任しております。当社は、経営の意思決定機能を持つ取締役会に対し、社外取締役を選任し、かつ監査役を社外監査役とすることで経営への監視機能を強化しております。当社の意思決定に対して、幅広い視野を持った有識者に第三者の立場から適時適切なアドバイスを受けております。

社外取締役吉崎浩一郎は、投資家としての経験や海外での事業展開等の経験を有しており、社外取締役として経営全般に関して適切な助言を期待できることから、社外取締役として選任しております。同氏は当社の株式を保有しておりますが、独立性を阻害するものではなく、一般株主と利益相反が生じるおそれがなく、取締役を務める会社との取引関係その他の重要な利害関係はなく、同氏を株式会社東京証券取引所に独立役員として届け出る予定であります。同氏と当社との人的関係、取引関係及びその他の利害関係はありません。また、同氏は、株式会社グロース・イニシアティブ代表取締役及びグロースポイント・エクイティLLPパートナーを兼務しております。なお、当社と兼務先の間には、特別な関係はありません。

社外取締役守屋実、新規事業を数多く立ち上げられてきた豊富なビジネス経験を当社の経営全般に活かされることを期待できることから、2016年11月に社外監査役から社外取締役へ変更致しました。同氏は当社の株式を保有しておりますが、独立性を阻害するものではなく、一般株主と利益相反が生じるおそれなく、取締役を務める会社との取引関係その他の重要な利害関係はなく、同氏を株式会社東京証券取引所に独立役員として届け出る予定であります。同氏と当社との人的関係、取引関係及びその他の利害関係はありません。また、同氏は、株式会社守屋実事務所代表取締役、メディカルケアデザイン株式会社代表取締役を兼務しております。なお、当社と兼務先の間には、特別な関係はありません。

社外監査役石割由紀人は、会計士として専門の見地から、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しており、当社の経営に関する適切な助言を期待できることから、社外監査役として選任しております。同氏と当社との人的関係、資本的関係、取引関係及びその他の利害関係はありません。また、同氏は、石割公認会計士事務所代表を兼務しています。なお、当社と兼務先の間には特別な関係はありません。

社外監査役寺西章悟は、弁護士としての専門の見地から、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言を期待できることから、社外監査役として選任しております。同氏と当社との人的関係、資本的関係、取引関係及びその他の利害関係はありません。また、同氏は、田島・寺西法律事務所パートナーを兼務しております。なお、当社と兼務先の間には特別な関係はありません。

当社の社外取締役及び社外監査役は取締役会に出席し議案等について意見を述べるなど、客観的・中立的に経営全般を監督・監査しており、当社経営陣への監督機能・牽制機能として重要な役割を果たしているものと考えております。

当社においては、社外取締役又は社外監査役を選任するための独立性に関する基準として明確に定めたものではありませんが、経歴や当社との関係を踏まえ、当社経営陣から独立した立場で社外役員として職務遂行ができる独立性を確保できることを前提に判断しております。

社外取締役および社外監査役は、随時内部監査部による内部監査に関する報告を求められることができるほか、社外監査役は監査役会において内部監査部および会計監査人それぞれから報告等を受けることに加え、内部監査部および会計監査人と一堂に会して意見交換を行う等の連携を図っております。

社外監査役は、当社の内部監査部及び会計監査人と定期的に情報交換を行い、連携を図ることで監査の効率性、有効性の向上に努めております。

内部監査部は、定期的に監査役及び会計監査人との間で意見交換を行うほか、社外監査役からの求めに応じ内部監査結果、内部統制整備状況等必要な情報の報告を行っております。

社外取締役、社外監査役は管理部門を管掌する常務取締役と定時取締役会等で意見交換を行うほか、必要に応

じて管理部門担当者に直接聴取を行う等、内部統制の実効性について監督しております。

(3) 【監査の状況】

監査役監査の状況

当社は、監査役会制度を採用しております。監査役会は、常勤監査役1名及び非常勤監査役2名で構成されており、うち2名が社外監査役であります。

常勤監査役城戸紗絵子は、当社の創業間もない頃からの社員であり、業務フローやリスク管理等に精通しております。社外監査役石割由紀人は、公認会計士として会計及び財務に関する豊富な経験及び幅広い見識を有しております。社外監査役寺西章悟は、弁護士として培われた専門的な知識・経験等を有しております。

監査役監査では、常勤監査役が経営会議その他重要会議に出席し、重要書類の閲覧、取締役からの聴取を通じて監査を実施し、毎月開催する監査役会で情報共有を行っております。また、適宜監査役会意見を形成し、取締役会に意見を述べております。

内部監査の状況

当社の内部監査部門は、代表取締役社長直属の内部監査担当者1名を置き、当社と利害関係のない公認会計士事務所と共同で内部監査計画に基づき実施しております。

内部監査は内部監査規程及び代表取締役から承認を得た内部監査計画書に基づき、社内規程や通達、マニュアル、法令、その他業界商慣習に則り、適正かつ効率的に行われているか監査を行っております。監査結果については代表取締役に報告するとともに情報共有を行っております。

監査役は会計監査人との間で相互に監査計画を確認し、監査結果の報告を受け、会計監査への立会や意見交換を随時行っております。内部監査部門は内部監査計画及び監査結果を常勤監査役に報告し、重要事項については監査役会にて共有しております。これら監査役監査、会計監査、内部監査の結果については、内部統制部門である管理本部とも共有し、必要に応じて経営会議又は取締役会で改善等の協議をしております。また、監査役、会計監査人、内部監査部門は、年に1回以上三者での協議の場を設け、監査計画のすり合わせ、情報交換等を行っております。

会計監査の状況

a. 監査法人の名称

PWC京都監査法人

b. 業務を執行した公認会計士の氏名

指定社員 業務執行社員 公認会計士 若山 聡満

指定社員 業務執行社員 公認会計士 齋藤 勝彦

継続関与年数については全員7年以内であるため、記載を省略しております。

c. 監査業務に係る補助者の構成

公認会計士 3名

その他 3名

e. 監査法人の選定方針と理由

当社は、会計監査人の選定及び評価に際しては、当社の業務内容に対応して効率的な監査業務を実施することができる一定の規模と、審査体制が整備されていること、監査日数、監査期間及び具体的な監査実施要領並びに監査費用が合理的かつ妥当であること、さらに監査実績などにより総合的に判断いたします。また、日本公認会計士協会の定める「独立性に関する指針」に基づき独立性を有することを確認するとともに、必要な専門性を有することについて検証し、確認いたします。

f. 監査役及び監査役会による監査法人の評価

監査役及び監査役会は、会計監査人に対して評価を行っております。この評価については、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況についての報告、「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。その結果、会計監査人の職務執行に問題はないと評価し、PWC京都監査法人の再任を決議いたしました。

監査報酬の内容等

a. 監査公認会計士等に対する報酬

前事業年度		当事業年度	
監査証明業務に基づく報酬(千円)	非監査業務に基づく報酬(千円)	監査証明業務に基づく報酬(千円)	非監査業務に基づく報酬(千円)
11,000		12,000	

b. 監査公認会計士等と同一のネットワークに対する報酬

該当事項はありません。

c. その他重要な監査証明業務に基づく報酬の内

該当事項はありません。

d. 監査報酬の決定方針

監査公認会計士等に対する監査報酬の決定方針は策定しておりませんが、監査公認会計士等からの見積提案をもとに、監査計画、監査内容、監査日数等の要素を勘案して検討し、監査役会の同意を得て決定する手続きを実施しております。

e. 監査役会が会計監査人の報酬等に同意した理由

監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況および報酬見積りなどが当社の事業規模や事業内容に適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断を行っております。

(4) 【役員の報酬等】

役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針に係る事項

取締役の報酬等は、株主総会で決議された報酬総額の範囲内において、役位、業績、貢献度等を総合的に勘案して取締役会にて決定しております。

当社の役員報酬等に関する株主総会の決議年月日は2018年6月26日であり、決議の内容は取締役年間報酬総額の上限を5億円（うち社外取締役分は年額1億5000万円以内。なお、使用人兼務取締役の使用人分給与及び賞与は含まない。定款で定める取締役の員数は7名以内とする。本有価証券報告書提出日現在は5名。）、監査役年間報酬総額の上限を5000万円（定款で定める監査役の員数は3名以内とする。本有価証券報告書提出日現在は3名。）とするものです。

当社の取締役の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針の決定権限を有する者は、取締役会により委任された代表取締役社長 新村祐三であり、株主総会で決議された報酬総額の範囲内において、役位、業績、貢献度等を総合的に勘案して決定する権限を有しております。監査役の報酬等は、株主総会で決議された報酬総額の範囲内において、常勤、非常勤の別、業務分担の状況を考慮して、監査役の協議により決定しております。

役員の報酬等の額の決定過程における取締役会の活動内容につきましては、取締役会は、報酬に関する基本方針を決議した上で、代表取締役社長に取締役基本報酬及び賞与の個人配分を一任しております

役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

区分	報酬等の総額(千円)	報酬等の種類別の総額(千円)		対象となる役員の員数(名)
		固定報酬	業績連動報酬	
取締役(社外取締役除く)	55,842	46,800	9,042	4

監査役 (社外監査役除く)	6,000	6,000		1
社外取締役	7,200	7,200		2
社外監査役	4,800	4,800		2

提出会社の役員ごとの報酬等の総額

報酬等の総額が1億円以上である者が存在しないため、記載していません。

使用人兼務役員の使用人給与のうち、重要なもの

該当事項はありません。

(5) 【株式の保有状況】

該当事項はありません。

第5 【経理の状況】

1．財務諸表の作成方法について

当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)に基づいて作成しております。

2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、事業年度(2018年4月1日から2019年3月31日まで)の財務諸表について、PWC京都監査法人により監査を受けております。

3．連結財務諸表について

当社は、子会社がありませんので、連結財務諸表を作成しておりません。

4．財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みについて

当社は、財務諸表等の適正性を確保するために特段の取組みを行っております。具体的には企業会計基準等の内容を適切に把握し、会計基準等の変更等に的確に対応することができる体制を整備するため、監査法人の主催する研修への参加や社内研修等を行っており、財務諸表等の適正性の確保に努めております。

1 【財務諸表等】

(1) 【財務諸表】

【貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (2018年3月31日)	当事業年度 (2019年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	599,080	906,641
売掛金	72,323	48,637
たな卸資産	2,566	3,571
前渡金	11,661	11,858
前払費用	3,210	3,898
その他	430	1,390
流動資産合計	689,273	975,998
固定資産		
有形固定資産		
建物	9,729	
減価償却累計額	6,229	
建物（純額）	3,500	
工具、器具及び備品	4,329	7,574
減価償却累計額	4,153	4,438
工具、器具及び備品（純額）	175	3,136
建設仮勘定		46,743
有形固定資産合計	3,675	49,880
無形固定資産		
ソフトウェア	538	
ソフトウェア仮勘定		4,142
無形固定資産合計	538	4,142
投資その他の資産		
関係会社出資金		17,178
敷金及び保証金	9,656	64,718
繰延税金資産	11,313	18,922
その他	10	10
投資その他の資産合計	20,980	100,829
固定資産合計	25,194	154,852
資産合計	714,467	1,130,850

(単位：千円)

	前事業年度 (2018年3月31日)	当事業年度 (2019年3月31日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	134,318	23,783
1年内返済予定の長期借入金	32,728	29,964
未払法人税等	23,860	34,891
未払金	64,044	89,466
未払費用	5,382	16,789
前受金	96,485	185,692
賞与引当金	28,695	37,513
資産除去債務		6,900
その他	5,598	6,907
流動負債合計	391,113	431,909
固定負債		
長期借入金	61,110	31,146
資産除去債務	4,055	
固定負債合計	65,165	31,146
負債合計	456,279	463,055
純資産の部		
株主資本		
資本金	93,711	257,340
資本剰余金	21,711	185,340
利益剰余金	142,764	225,113
株主資本合計	258,188	667,794
純資産合計	258,188	667,794
負債純資産合計	714,467	1,130,850

【損益計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 2017年 4月 1日 至 2018年 3月 31日)	当事業年度 (自 2018年 4月 1日 至 2019年 3月 31日)
売上高		
商品売上高	558,968	442,333
役務収益	774,208	993,509
売上高合計	1,333,177	1,435,843
売上原価		
商品売上原価		
商品期首たな卸高	5,351	2,566
当期商品仕入高	409,717	333,894
合計	415,069	336,460
商品他勘定振替高	50	
商品期末たな卸高	¹ 2,566	¹ 3,571
商品売上原価	412,451	332,888
役務原価		
役務原価	174,324	206,038
総費用合計	174,324	206,038
売上原価合計	586,776	538,926
売上総利益	746,400	896,916
販売費及び一般管理費	² 624,100	² 773,459
営業利益	122,300	123,457
営業外収益		
受取利息及び配当金	4	10
その他	508	1,633
営業外収益合計	512	1,644
営業外費用		
支払利息	670	456
株式公開費用	17,125	2,737
その他		167
営業外費用合計	17,796	3,361
経常利益	105,015	121,740
特別損失		
事務所移転費用		2,294
特別損失合計		2,294
税引前当期純利益	105,015	119,446
法人税、住民税及び事業税	34,649	44,706
法人税等調整額	3,176	7,608
法人税等合計	31,473	37,097
当期純利益	73,542	82,348

【株主資本等変動計算書】

前事業年度(自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)

(単位：千円)

	株主資本				純資産合計
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	株主資本合計	
当期首残高	93,711	21,711	69,222	184,645	184,645
当期変動額					
新株の発行					
当期純利益			73,542	73,542	73,542
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)					
当期変動額合計			73,542	73,542	73,542
当期末残高	93,711	21,711	142,764	258,188	258,188

当事業年度(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

(単位：千円)

	株主資本				純資産合計
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	株主資本合計	
当期首残高	93,711	21,711	142,764	258,188	258,188
当期変動額					
新株の発行	163,629	163,629		327,258	327,258
当期純利益			82,348	82,348	82,348
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)					
当期変動額合計	163,629	163,629	82,348	409,606	409,606
当期末残高	257,340	185,340	225,113	667,794	667,794

【キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 2017年 4月 1日 至 2018年 3月 31日)	当事業年度 (自 2018年 4月 1日 至 2019年 3月 31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税引前当期純利益	105,015	119,446
減価償却費	4,258	7,548
長期前払費用償却額	275	
賞与引当金の増減額 (は減少)	13,053	8,817
受取利息及び受取配当金	4	10
支払利息	670	456
株式公開費用	17,125	2,737
移転費用		2,294
資産除去債務繰入額	71	88
売上債権の増減額 (は増加)	23,310	23,685
仕入債務の増減額 (は減少)	43,506	110,534
前受金の増減額 (は減少)	49,464	89,207
その他	29,330	2,507
小計	286,079	146,245
利息及び配当金の受取額	4	10
利息の支払額	670	456
移転費用の支払額		2,294
法人税等の支払額	27,557	33,674
営業活動によるキャッシュ・フロー	257,854	109,830
投資活動によるキャッシュ・フロー		
定期預金の預入による支出	2,310	1,260
定期預金の払戻による収入		7,560
有形固定資産の取得による支出		3,873
無形固定資産の取得による支出		4,142
関係会社出資金の払込による支出		17,178
差入保証金の差入による支出		55,062
その他	52	
投資活動によるキャッシュ・フロー	2,362	73,957
財務活動によるキャッシュ・フロー		
長期借入金の借入による収入	30,000	
長期借入金の返済による支出	61,425	32,728
株式の発行による収入		325,528
新株予約権の行使による収入		1,730
株式公開費用の支出	3,320	16,542
財務活動によるキャッシュ・フロー	34,745	277,987
現金及び現金同等物の増減額 (は減少)	220,746	313,860
現金及び現金同等物の期首残高	372,034	592,780
現金及び現金同等物の期末残高	592,780	906,641

【注記事項】

(重要な会計方針)

1. たな卸資産の評価基準及び評価方法

商品・貯蔵品

最終仕入原価法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げ方法により算定)を採用しております。

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

定率法を採用しております。但し、1998年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備を除く)並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下の通りであります。

建物	10年～15年
工具、器具及び備品	5年～10年

(2) 無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、ソフトウェア(自社利用)は、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法によっております。

3. 引当金の計上基準

賞与引当金

従業員に対する賞与の支払に備えるため、支給対象期間に基づく支給見込額を計上しております。

4. キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なりリスクを負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期的な投資からなっております。

5. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

(未適用の会計基準等)

(収益認識に関する会計基準)

- ・「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2018年3月30日 企業会計基準委員会)
- ・「収益認識に関する会計基準の適用指針(企業会計基準適用指針第30号 2018年3月30日 企業会計基準委員会)」

(1) 概要

収益認識に関する包括的な会計基準であります。収益は、次の5つのステップを適用し認識されます。

ステップ1: 顧客との契約を識別する。

ステップ2: 契約における履行義務を識別する。

ステップ3: 取引価格を算定する。

ステップ4: 契約における履行義務に取引価格を配分する。

ステップ5: 履行義務を充足した時に又は充足するにつれて収益を認識する。

(2) 適用予定日

2022年3月期の期首より適用予定であります。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

影響額は、当財務諸表の作成時において評価中であります。

(表示方法の変更)

「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」の適用に伴う変更

「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号 2018年2月16日)を当事業年度の期首から適用しており、繰延税金資産は投資その他の資産の区分に表示し、繰延税金負債は固定負債の区分に表示する方法に変更しております。

この結果、前事業年度の貸借対照表において、「流動資産」の「繰延税金資産」11,052千円を「投資その他の資産」の「繰延税金資産」11,313千円に含めて表示しております。

(会計上の見積りの変更)

資産除去債務の見積りの変更

当事業年度において、オフィスの不動産賃貸契約に伴う原状回復義務として計上していた資産除去債務について、原状回復費用の新たな情報の入手に伴い、原状回復費用に関して見積りの変更を行いました。

見積りの変更に伴う当事業年度の損益への影響は軽微であります。

(貸借対照表関係)

たな卸資産の内容は次の通りであります。

	前事業年度 (2018年3月31日)	当事業年度 (2019年3月31日)
商品	2,566千円	3,571千円
計	2,566千円	3,571千円

(損益計算書関係)

1 たな卸資産の帳簿価額の切下げ額

期末たな卸資産高は収益性の低下に伴う簿価切下げ後の金額であり、次のたな卸資産評価損(は戻入額)が売上原価に含まれております。

	前事業年度 (自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)	当事業年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)
	1,077千円	18千円

2 販売費に属する費用のおおよその割合は前事業年度23.2%、当事業年度20.6%、一般管理費に属する費用のおおよその割合は前事業年度76.8%、当事業年度79.4%であります。

販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次の通りであります。

	前事業年度 (自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)	当事業年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)
給与手当	178,679千円	226,708千円
賞与	22,381千円	23,470千円
賞与引当金繰入額	28,376千円	37,214千円
広告宣伝費	83,580千円	85,167千円
減価償却費	4,258千円	7,548千円

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度(自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式(株)	2,124,000			2,124,000

2. 自己株式に関する事項

該当事項はありません。

3. 新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

4. 配当に関する事項

該当事項はありません。

当事業年度(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式(株)	2,124,000	294,100		2,418,100

(変動事由の概要)

当社は、2018年4月3日に東京証券取引所マザーズに上場しました。普通株式の発行済株式総数の増加294,100株のうち262,100株は上場に伴う新株の発行によるものであり、32,000株は新株予約権の行使によるものです。

2. 自己株式に関する事項

該当事項はありません。

3. 新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

4. 配当に関する事項

該当事項はありません。

(キャッシュ・フロー計算書関係)

現金及び現金同等物の期末残高と貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係は、次の通りであります。

	前事業年度 (自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)	当事業年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)
現金及び預金	599,080千円	906,641千円
預入期間が3か月を超える定期預金	6,300千円	千円
現金及び現金同等物	592,780千円	906,641千円

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、事業計画に照らして必要な運転資金を主に銀行借入によって調達しております。また、一時的な余資は安全性の高い金融資産で運用しております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては管理本部において取引先ごとの期日管理及び残高管理を行っております。

敷金及び保証金は、主に建物賃貸借契約にかかるものであり、差し入れ先の信用リスクに晒されております。当該のリスクについては管理本部において差し入れ先の信用状況を定期的に把握することを通じて、リスクの軽減を図っております。

営業債務である買掛金及び未払金、前受金は、そのほとんどが1年以内に決済又は納付期限が到来するものであります。これらは、資金調達に係る流動性リスクに晒されておりますが、当社は資金繰り予測をする等の方法により管理しております。

借入金は、運転資金の調達を目的としたものであり、返済期限は決算日後、最長で3年6ヵ月後であります。当該借入金については変動金利による借入金もあり、金利の変動リスクに晒されておりますが、管理本部において金利動向のモニタリングを通じ、リスクの軽減を図っております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

信用リスク(取引先の契約不履行等に係るリスク)の管理

営業債権については、与信管理規程に従い、営業債権について各営業部門が主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、管理本部が取引相手ごとに期日及び残高管理をすることで、財務状況等の悪化による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

資金調達に係る流動性リスク(支払期日に支払をできなくなるリスク)の管理

管理本部が適時に資金繰り計画を作成・更新するとともに、手許流動性を十分に確保することで、流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場に基づく価格のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価格が含まれております。当該価格の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件を採用することにより、当該価格が変動することがあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次の通りであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含まれておりません((注)2を参照ください。)

前事業年度(2018年3月31日)

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 現金及び預金	599,080	599,080	
(2) 売掛金	72,323	72,323	
資産計	671,404	671,404	
(1) 買掛金	134,318	134,318	
(2) 未払金	64,044	64,044	
(3) 前受金	96,485	96,485	
(4) 長期借入金()	93,838	93,788	49
負債計	388,686	388,637	49

() 長期借入金には1年内返済予定の長期借入金を含んでおります。

当事業年度(2019年3月31日)

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 現金及び預金	906,641	906,641	
(2) 売掛金	48,637	48,637	
資産計	955,278	955,278	
(1) 買掛金	23,783	23,783	
(2) 未払金	89,466	89,466	
(3) 前受金	185,692	185,692	
(4) 長期借入金()	61,110	60,602	507
負債計	360,052	359,545	507

() 長期借入金には1年内返済予定の長期借入金を含んでおります。

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法に関する事項

資産

(1) 現金及び預金、(2) 売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

負債

(1) 買掛金、(2) 未払金、(3) 前受金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(4) 長期借入金

変動金利によるものは、市場金利を反映しており、また、当社の信用状態は実行後大きく異なっていないことから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額によっております。固定金利によるものは、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割引いて算出する方法によっております。

2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位：千円)

区分	2018年3月31日	2019年3月31日
関係会社出資金		17,178
敷金及び保証金	9,656	64,718

関係会社出資金については、市場価格がなく、かつ、将来キャッシュ・フローを見積もることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるものであります。

敷金及び保証金については、賃借期間終了の定めがなく、将来キャッシュ・フローを見積ることが困難であり、時価を把握することが極めて困難と認められるものであります。

3. 金融債権の決算日後の償還予定額

前事業年度(2018年3月31日)

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	599,080			
売掛金	72,323			
合計	671,404			

当事業年度(2019年3月31日)

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	906,641			
売掛金	48,637			
合計	955,278			

4. 長期借入金の決算日後の返済予定額
 前事業年度(2018年3月31日)

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)
長期借入金	32,728	29,964	21,146	6,000	4,000
合計	32,728	29,964	21,146	6,000	4,000

当事業年度(2019年3月31日)

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)
長期借入金	29,964	21,146	6,000	4,000	
合計	29,964	21,146	6,000	4,000	

(有価証券関係)

関係会社出資金(当事業年度の貸借対照表計上額は関係会社出資金17,178千円、前事業年度の貸借対照表計上額は関係会社出資金 千円)は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

(ストック・オプション等関係)

1. スtock・オプションに係る費用計上額及び科目名

該当事項はありません。

2. スtock・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) スtock・オプションの内容

	第5回新株予約権	第8回新株予約権	第9回新株予約権
付与対象者の区分及び人数	当社監査役1名 当社従業員7名	当社取締役1名 当社従業員12名	当社取締役1名 当社従業員10名
株式の種類別のストック・オプションの数(注)	普通株式 90,000株	普通株式 100,000株	普通株式 70,000株
付与日	2011年8月4日	2013年8月6日	2014年7月8日
権利確定条件	権利確定条件は定めておりません。なお、細則については、当社と付与対象者の間で締結する「新株予約権割当契約書」で定めております。	権利確定条件は定めておりません。なお、細則については、当社と付与対象者の間で締結する「新株予約権割当契約書」で定めております。	権利確定条件は定めておりません。なお、細則については、当社と付与対象者の間で締結する「新株予約権割当契約書」で定めております。
対象勤務期間	期間の定めはありません。	期間の定めはありません。	期間の定めはありません。
権利行使期間	自 2013年9月1日 至 2021年6月30日	自 2016年6月1日 至 2023年5月31日	自 2017年6月1日 至 2024年5月31日

	第11回新株予約権	第12回新株予約権	第13回新株予約権
付与対象者の区分及び人数	当社取締役1名 当社従業員11名	当社取締役2名 当社従業員9名	当社従業員7名
株式の種類別のストック・オプションの数(注)	普通株式 60,000株	普通株式 70,000株	普通株式 46,000株
付与日	2015年8月13日	2016年8月10日	2017年3月31日
権利確定条件	権利確定条件は定めておりません。なお、細則については、当社と付与対象者の間で締結する「新株予約権割当契約書」で定めております。	権利確定条件は定めておりません。なお、細則については、当社と付与対象者の間で締結する「新株予約権割当契約書」で定めております。	権利確定条件は定めておりません。なお、細則については、当社と付与対象者の間で締結する「新株予約権割当契約書」で定めております。
対象勤務期間	期間の定めはありません。	期間の定めはありません。	期間の定めはありません。
権利行使期間	自 2018年7月1日 至 2025年6月30日	自 2019年7月1日 至 2026年6月30日	自 2020年4月1日 至 2027年1月31日

(注) 株式数に換算して記載しております。

(2) ストック・オプションの規模及びその変動状況

当事業年度(2019年3月期)において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

ストック・オプションの数

	第5回 新株 予約権	第8回 新株 予約権	第9回 新株 予約権	第11回 新株 予約権	第12回 新株 予約権	第13回 新株 予約権
権利確定前(株)						
前事業年度末				48,000	60,000	38,000
付与						
失効						2,000
権利確定				48,000		
未確定残					60,000	36,000
権利確定後(株)						
前事業年度末	36,000	66,000	46,000			
権利確定				48,000		
権利行使	6,000	7,000	6,000	13,000		
失効		6,000		10,000		
未行使残	30,000	53,000	40,000	25,000		

単価情報

	第5回新株予約権	第8回新株予約権	第9回新株予約権
権利行使価格 (円)	50	50	50
行使時平均株価 (円)	3,865	4,115	4,070
付与日における公正な評価単価(円)			

	第11回新株予約権	第12回新株予約権	第13回新株予約権
権利行使価格 (円)	60	70	170
行使時平均株価 (円)	4,134		
付与日における公正な評価単価(円)			

4. ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法

ストック・オプションの付与日時点において、当社は未公開企業であるため、ストック・オプションの公正な評価単価を見積る方法に代え、ストック・オプションの単位当たりの本源的価値を見積る方法によっております。また、単位当たりの本源的価値の算定基礎となる自社の株式の評価方法は、類似会社比準法により算定した価格を用いております。

5. ストック・オプションの権利確定数の見積方法

将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方式を採用しております。

6. ストック・オプションの単位当たりの本源的価値により算定を行う場合の当事業年度末における本源的価値の合計額及び当事業年度末において権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計

- (1) 当事業年度末における本源的価値の合計額 539,210千円
- (2) 行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額 128,430千円

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 (2018年3月31日)	当事業年度 (2019年3月31日)
繰延税金資産		
賞与引当金繰入超過額	8,786千円	11,486千円
未払事業税	2,238千円	2,272千円
在庫評価	1千円	5千円
未払費用	千円	2,654千円
資産除去債務	1,113千円	2,112千円
固定資産減損損失	623千円	374千円
その他	25千円	14千円
繰延税金資産合計	12,788千円	18,922千円
評価性引当額	1,113千円	千円
繰延税金資産合計	11,675千円	18,922千円
繰延税金負債		
資産除去債務に係る有形固定資産修正額	361千円	千円
合計	361千円	千円
繰延税金資産の純額	11,313千円	18,922千円

2. 法定実効税率と税効果適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前事業年度 (2018年3月31日)	当事業年度 (2019年3月31日)
法定実効税率	34.81%	30.62%
(調整)		
税率変更による期末繰延税金資産の減算調整	1.47%	%
住民税均等割等	0.27%	0.44%
特別税額控除	5.65%	5.36%
法人税・事業税の軽減税率	0.92%	0.09%
留保金課税	%	4.94%
評価性引当額の増減	%	0.93%
その他	0.01%	1.26%
税効果適用後の法人税等の負担率	29.97%	31.06%

(資産除去債務関係)

資産除去債務のうち、貸借対照表に記載しているもの

(1) 当該資産除去債務の概要

旧日本の不動産賃貸契約に伴う原状回復義務であります。

(2) 当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間を取得から23年と見積り、割引率1.789%を使用して資産除去債務の金額を計算しております。

(3) 当該資産除去債務の総額の増減

	前事業年度 (至 2017年4月1日 自 2018年3月31日)	当事業年度 (至 2018年4月1日 自 2019年3月31日)
期首残高	3,984千円	4,055千円
見積りの変更に伴う増加額	千円	2,755千円
時の経過による調整額	71千円	88千円
期末残高	4,055千円	6,900千円

資産除去債務のうち、貸借対照表に記載していないもの

当社の新本社事務所の資産除去債務は、負債計上に代えて、不動産賃貸借契約に関連する差入保証金の回収が最終的に見込めないと認められる金額を合理的に見積り、当事業年度の負担に属する金額を費用に計上する方法によっております。当事業年度末における差入保証金の回収が最終的に見込めないと算定した金額は28,666千円であります。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

1. 報告セグメントの概要

(1) 報告セグメントの決定方法

当社の報告セグメントは、当社の構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、取締役会が経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものであります。

当社の報告セグメントはサービス別形態を基礎とし、「B to B事業」、「B to C事業」の2つを報告セグメントとしており、各セグメントに属する事業の種類は以下の通りであります。

(2) 各報告セグメントに属するサービスの種類

「B to B事業」は主に、商談型展示会の主催や介護事業者を対象としたM & A支援事業を行っております。

「B to C事業」は主に、介護用品やベビー用品等を中心としたeコマースサイトの運営を行っております。

2. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額の算定方法

報告されている事業セグメントの会計処理の方法は、たな卸資産の評価基準を除き、「重要な会計方針」における記載と概ね同一であります。

たな卸資産の評価については、収益性の低下に基づく簿価切下げ前の価額で評価しております。報告セグメントの利益は、営業利益ベースの数値であります。

3. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額に関する情報

前事業年度(自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)

(単位：千円)

	報告セグメント			調整額 (注) 1	合計 (注) 2
	B to B 事業	B to C 事業	計		
売上高					
外部顧客への売上高	774,208	558,968	1,333,177		1,333,177
セグメント間の内部 売上高又は振替高					
計	774,208	558,968	1,333,177		1,333,177
セグメント利益又は損失 ()	311,927	21,067	290,860	168,560	122,300
セグメント資産	20,602	67,544	88,147	626,320	714,467
その他の項目					
減価償却費		3,230	3,230	1,028	4,258
有形固定資産及び 無形固定資産の増加額					

(注) 1. 調整額は次の通りであります。

(1) セグメント利益又は損失()の調整額 168,560千円は、配賦不能営業費用であり、その主なものは、当社の管理部門等に係る費用であります。

(2) セグメント資産の調整額626,320千円は、主として、当社での余資運用資金、管理部門等に係る資産であります。

2. セグメント利益は、財務諸表の営業利益と調整を行っております。

当事業年度(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

(単位：千円)

	報告セグメント			調整額 (注) 1	合計 (注) 2
	B to B 事業	B to C 事業	計		
売上高					
外部顧客への売上高	993,509	442,333	1,435,843		1,435,843
セグメント間の内部 売上高又は振替高					
計	993,509	442,333	1,435,843		1,435,843
セグメント利益又は損失 ()	384,651	40,059	344,591	221,134	123,457
セグメント資産	13,968	53,885	67,853	1,062,997	1,130,850
その他の項目					
減価償却費		538	538	7,010	7,548
有形固定資産及び 無形固定資産の増加額	4,142		4,142	50,459	54,602

(注) 1. 調整額は次の通りであります。

(1) セグメント利益又は損失()の調整額 221,134千円は、配賦不能営業費用であり、その主なものは、当社の管理部門等に係る費用であります。

(2) セグメント資産の調整額1,062,997千円は、主として、当社での余資運用資金、管理部門等に係る資産であります。

2. セグメント利益は、財務諸表の営業利益と調整を行っております。

【関連情報】

前事業年度(自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)

1. 製品及びサービスごとの情報

セグメント情報に同様の情報を開示しているため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高が損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、損益計算書への売上高が10%以上を占める相手がないため、記載しておりません。

当事業年度(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

1. 製品及びサービスごとの情報

セグメント情報に同様の情報を開示しているため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高が損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、損益計算書への売上高が10%以上を占める相手がないため、記載しておりません。

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

前事業年度(自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)

該当事項はありません。

当事業年度(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

該当事項はありません。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

前事業年度(自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)

該当事項はありません。

当事業年度(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

該当事項はありません。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

前事業年度(自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)

該当事項はありません。

当事業年度(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

該当事項はありません。

(持分法損益等)

当社が有している関連会社は、利益基準及び剰余金基準から見て重要性の乏しい関連会社であるため、記載を省略しております。

【関連当事者情報】

前事業年度(自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)

関連当事者との取引

該当事項はありません。

当事業年度(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

関連当事者との取引

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

	前事業年度 (自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)	当事業年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)
1株当たり純資産額	121.56円	276.17円
1株当たり当期純利益	34.62円	34.37円
潜在株式調整後1株当たり当期純利益		30.89円

- (注) 1. 前事業年度の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式はあるものの、当社は非上場株式であったため、期中平均株価が把握できませんので記載しておりません。
2. 2018年4月3日に東京証券取引所マザーズへ上場したため、当事業年度の潜在株式調整後1株当たり当期純利益は、新規上場日から当事業年度末までの平均株価を期中平均株価とみなして算出しております。
3. 1株当たり当期純利益の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前事業年度 (自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)	当事業年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)
1株当たり当期純利益		
当期純利益(千円)	73,542	82,348
普通株主に帰属しない金額(千円)		
普通株式に係る当期純利益(千円)	73,542	82,348
普通株式の期中平均株式数(株)	2,124,000	2,396,003
潜在株式調整後1株当たり当期純利益		
当期純利益調整額(千円)		
普通株式増加数(株)		270,184
(うち新株予約権)(株)		(270,184)
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後の1株当たり当期純利益金額の算定に含まれなかった潜在株式の概要	新株予約権6種類(新株予約権の数294個)。なお、新株予約権の概要は、「第一部 企業情報 第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況」に記載の通りであります。	

4. 1株当たり純資産額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前事業年度末 2018年3月31日	当事業年度末 2019年3月31日
純資産の部の合計額(千円)	258,188	667,794
普通株式に係る期末の純資産額(千円)	258,188	667,794
1株当たり純資産額の算定に用いられた期末の普通株式の数(株)	2,124,000	2,418,100

(重要な後発事象)

新株予約権（有償ストック・オプション）の発行

2019年5月13日開催の取締役会において、会社法第236条、第238条及び第240条の規定に基づき、当社の取締役及び従業員に対し、新株予約権を公正価格にて有償で発行することを決議し、2019年6月1日に割当てが完了しました。その概要は以下のとおりであります。

(1)新株予約権を発行する理由

中長期的な当社の業績拡大及び企業価値の増大を目指すにあたり、より一層意欲及び士気を向上させ、当社の結束力をさらに高めることを目的として、当社取締役及び従業員に対して、有償にて新株予約権を発行するものであります。

(2)新株予約権の目的となる株式の種類及び数

当社普通株式 26,400株

(3)新株予約権の発行価額

本新株予約権1個あたりの発行価額は、3,100円とする。

(4)新株予約権の総数

264個（新株予約権1個当たりの目的となる株式数 100株）

(5)新株予約権の割当てを受ける者

当社取締役 1名

当社従業員 14名

(6)新株予約権を行使することができる期間

2022年6月1日から2024年5月31日まで

(7)新株予約権の行使時の払込金額

新株予約権1個当たり 350,900円（1株当たり 3,509円）

(8)新株予約権の割当日

2019年6月1日

(9)新株予約権の行使の条件

本新株予約権の割り当てを受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、2020年3月期及び2021年3月期の当社の有価証券報告書に記載される連結損益計算書（連結損益計算書を作成していない場合、損益計算書。以下同じ。）の営業利益の合計額が、500百万円を超過した場合、各新株予約権者に割り当てられた新株予約権を全て行使することができる。

ただし、上記が達成されない場合においても、2020年3月期及び2021年3月期の営業利益がいずれも136百万円を超過した場合、各新株予約権者に割り当てられた新株予約権の数の20%を限度として行使することができる。なお、営業利益の判定においては、当社の有価証券報告書に記載される連結損益計算書における営業利益を参照するものとする。また、国際財務報告基準の適用等により参照すべき項目の概念に重要な変更があった場合には、別途参照すべき指標を当社取締役会にて定めるものとする。

また、行使可能割合の計算において、各新株予約権者の行使可能な本新株予約権の数に1個未満の端数が生じる場合は、これを切り捨てた数とする。

新株予約権者は、新株予約権の権利行使時においても、当社または当社関係会社の取締役、執行役、監査役または従業員であることを要する。

新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。

本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。

各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。

当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるその他の条件に違反した場合、新株予約権を行使することができないものとする。

【附属明細表】

【有形固定資産等明細表】

資産の種類	当期首 残高 (千円)	当期 増加額 (千円)	当期 減少額 (千円)	当期末 残高 (千円)	当期末減価 償却累計額 又は償却累 計額(千円)	当期 償却額 (千円)	差引 当期末 残高 (千円)
有形固定資産							
建物	9,729	2,755	12,484			6,255	
工具、器具及び備品	4,329	3,715	469	7,574	4,438	755	3,136
建設仮勘定		46,743		46,743			46,743
有形固定資産計	14,058	53,214	12,954	54,318	4,438	7,010	49,880
無形固定資産							
ソフトウェア	16,150			16,150	16,150	538	
ソフトウェア仮勘定		4,142		4,142			4,142
無形固定資産計	16,150	4,142		20,292	16,150	538	4,142

(注) 1. 当期増加額のうち主なものは、次のとおりであります。

建設仮勘定 本社内装工事等 46,743千円

2. 当期減少額のうち主なものは、次のとおりであります

建物 本社事務所 12,484千円

【社債明細表】

該当事項はありません。

【借入金等明細表】

(単位：千円)

区分	当期首残高	当期末残高	平均利率 (%)	返済期限
1年以内に返済予定の長期借入金	32,728	29,964	0.75	
長期借入金 (1年以内に返済予定のものを除く。)	61,110	31,146	0.54	2020年7月31日～ 2022年10月31日
合計	93,838	61,110		

(注) 1. 平均利率については、期末残高に対する加重平均利率を使用しております。

2. 変動利率のものについては、当事業年度末の利率を使用しております。

3. 長期借入金(1年以内に返済予定のものを除く。)の決算日後の5年以内における返済予定額は以下の通りであります。

区分	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)
長期借入金	21,146	6,000	4,000	

【引当金明細表】

区分	当期首残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (目的使用) (千円)	当期減少額 (その他) (千円)	当期末残高 (千円)
賞与引当金	28,695	37,513	28,695		37,513

【資産除去債務明細表】

本明細に記載すべき事項が財務諸表等規則第8条の28に規定する注記事項として記載されているため、資産除去債務明細表の記載を省略しております。

(2) 【主な資産及び負債の内容】

資産の部

イ．現金及び預金

区分	金額(千円)
現金	562
預金	
普通預金	906,078
合計	906,641

ロ．売掛金

相手先別内訳

相手先	金額(千円)
イプシロン株式会社	26,752
株式会社ネットプロテクションズ	13,668
佐川フィナンシャル株式会社	2,120
株式会社ウェルファン	1,378
株式会社結和	1,300
その他	3,417
合計	48,637

売掛金の発生及び回収並びに滞留状況

当期首残高 (千円) (A)	当期発生高 (千円) (B)	当期回収高 (千円) (C)	当期末残高 (千円) (D)	回収率(%) $\frac{(C)}{(A)+(B)} \times 100$	滞留期間(日) $\frac{(A)+(D)}{2} \div \frac{(B)}{365}$
72,323	788,788	812,474	48,637	94.4	28.0

(注) 消費税等の会計処理は税抜方式を採用しておりますが、上記金額には消費税等が含まれております。

八．たな卸資産

区分	金額(千円)
たな卸資産	
介護用品	3,571
合計	3,571

二．敷金及び保証金

区分	金額(千円)
本社事務所	55,062
その他	9,656
合計	64,718

負債の部

ホ．買掛金

相手先別内訳

相手先	金額(千円)
株式会社ウェルファン	8,319
ジョンソンヘルステックジャパン株式会社	2,524
株式会社ミキ	2,264
株式会社CoComedix	851
日進医療器株式会社	822
その他	9,001
合計	23,783

ヘ．未払金

相手先別内訳

区分	金額(千円)
コクヨマーケティング株式会社	44,868
芝税務署	19,978
アメリカンエクスプレスインターナショナル, Inc.	10,179
その他	14,440
合計	89,466

ト．前受金

区分	金額(千円)
展示会出展代金前受入金	175,362

eコマース前受入金	7,850
その他	2,479
合計	185,692

チ．1年内返済予定の長期借入金

区分	金額(千円)
株式会社三井住友銀行	15,996
株式会社みずほ銀行	9,960
株式会社東日本銀行	4,008
合計	29,964

固定負債

リ．長期借入金

区分	金額(千円)
株式会社三井住友銀行	10,350
株式会社みずほ銀行	19,500
株式会社東日本銀行	1,296
合計	31,146

(3) 【その他】

当事業年度における四半期情報等

(累計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	当事業年度
売上高 (千円)	184,620	502,325	895,629	1,435,843
税引前当期純利益又は 税引前四半期純損失() (千円)	136,928	144,106	76,751	119,446
当期純利益又は 四半期純損失() (千円)	87,147	91,798	48,597	82,348
1株当たり当期純利益又は 1株当たり四半期純損失() (千円)	36.93	38.58	20.34	34.37

(会計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期
1株当たり四半期純利益又は 1株当たり四半期純損失() (円)	36.93	1.94	17.95	54.10

第6 【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	毎年4月1日から翌年3月31日
定時株主総会	毎事業年度末日の翌日から3か月以内
基準日	毎年3月31日
剰余金の配当の基準日	毎年9月30日 毎年3月31日
1単元の株式数	100株
単元未満株式の買取り 取扱場所 株主名簿管理人 取次所 買取手数料	東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部 東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社 無料
公告掲載方法	当社の公告方法は、電子公告としております。 ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行います。 当社の公告掲載URLは次のとおりであります。 https://btix.jp/
株主に対する特典	なし

(注) 当社の単元未満株主は、以下に掲げる権利以外の権利を行使することができない旨定款に定めております。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当及び募集新株予約権の割当を受ける権利

第7 【提出会社の参考情報】

1 【提出会社の親会社等の情報】

当社には、金融商品取引法第24条の7第1項に規定する親会社等はありません。

2 【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

(1) 有価証券報告書及びその添付書類並びに確認書

事業年度 第12期(自 2017年4月1日 至 2018年3月31日) 2018年6月27日関東財務局長に提出。

(2) 四半期報告書及び確認書

事業年度 第13期第1四半期(自 2018年4月1日 至 2018年6月30日) 2018年8月10日関東財務局長に提出。

事業年度 第13期第2四半期(自 2018年7月1日 至 2018年9月30日) 2018年11月13日関東財務局長に提出。

事業年度 第13期第3四半期(自 2018年10月1日 至 2018年12月31日) 2019年2月13日関東財務局長に提出。

(3) 四半期報告書の訂正報告書及び確認書

2018年9月11日関東財務局長に提出。

事業年度 第13期第1四半期(自 2018年4月1日 至 2018年6月30日) の四半期報告書に係る訂正報告書であります。

(4) 臨時報告書

2018年6月27日関東財務局長に提出。

金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2に基づく臨時報告書であります。

2019年5月13日関東財務局長に提出。

金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第2号の2に基づく臨時報告書であります。

(5) 臨時報告書の訂正報告書

2019年6月3日関東財務局長に提出。

2019年5月13日提出の臨時報告書に係る訂正報告書であります。

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書

2019年6月24日

ブティックス株式会社
取締役会御中

PWC京都監査法人

指定社員
業務執行社員 公認会計士 若山 聡 満 印

指定社員
業務執行社員 公認会計士 齋藤 勝彦 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているブティックス株式会社の2018年4月1日から2019年3月31日までの第13期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュ・フロー計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ブティックス株式会社の2019年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

-
- (注) 1 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。
2 XBRLデータは監査の対象には含まれていません。